外国人集住都市会議
「はままつ2015」

多文化共生社会の実現に向けて

主　催　外国人集住都市会議

【群馬県】伊勢崎市、太田市、大泉町　【長野県】上田市、飯田市　【岐阜県】美濃加茂市
【静岡県】浜松市、富士市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、菊川市　【愛知県】豊橋市、豊田市、小牧市
【三重県】津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市　【滋賀県】長浜市、甲賀市　【岡山県】総社市
（オブザーバー）【東京都】新宿区、大田区

後　援　多文化共生推進協議会　群馬県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・名古屋市が多文化共生社会づくりを推進するために設置した協議会です。
一般財団法人自治体国際化協会

目　次

プログラム	1
外国人集住都市会議の概要	3
外国人集住都市会議　会員都市首長プロフィール	5
基調講演 外国人集住都市会議の 15 年とこれから ～集住都市の経験を生かすために～	11
セッション１ 外国人住民に係る課題の解決に向けて	22
セッション２ 多様性を地域の力としていくために	35
関係府省庁資料	42

プログラム

時間	プログラム
11:00-11:10	**開会**
11:10-12:10	**基調講演「外国人集住都市会議の 15 年とこれから」** **～集住都市の経験を生かすために～** 明治大学国際日本学部教授　山脇 啓造
12:10-13:30	**休憩**
13:30-13:45	**外国人学校生徒による和太鼓の演奏と合唱** ムンド・デ・アレグリア学校
13:45-15:25	**セッション１「外国人住民に係る課題の解決に向けて」** 【外国人集住都市会議会員都市】 群馬県太田市長　清水 聖義 群馬県大泉町長　村山 俊明 静岡県富士市副市長　森田 正郁 静岡県掛川市長　松井 三郎 【府省庁関係者】 内閣府政策統括官（共生社会政策担当） 定住外国人施策推進室参事官　村田 達哉 総務省自治行政局国際室長　植村 哲 外務省領事局長　能化 正樹 文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室室長補佐　小林 克嘉 文化庁文化部国語課長　岸本 織江 厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部 外国人雇用対策課長　久知良 俊二 【コーディネーター】 首都大学東京都市教養学部教授　丹野 清人 【事例発表】 公益財団法人浜松国際交流協会 主任・多文化共生コーディネーター　松岡 真理恵 ボランティアチーム We are with You　宮﨑 マルコ、角田 加代子

時間	プログラム
15:25-15:40	休憩
15:40-17:00	セッション２「多様性を地域の力としていくために」 【外国人集住都市会議会員都市】 静岡県袋井市長　原田 英之 静岡県浜松市長　鈴木 康友 【府省庁関係者】 総務省自治行政局国際室長　植村 哲 法務省入国管理局総務課企画室長　根岸 功 文部科学省初等中等教育局国際教育課長　小林 万里子 【コーディネーター】 公益財団法人日本国際交流センター　執行理事　毛受 敏浩 【事例発表】 一般社団法人グローバル人財サポート浜松　代表理事　堀 永乃 COLORS（浜松で活動する外国にルーツのある若者グループ） 宮城 ユキミ、田中 琢問
17:00-17:10	はままつ宣言
17:10-17:15	閉会

外国人集住都市会議の概要

１．　外国人集住都市会議の設立と新たなありかた

1980 年代後半のバブル景気による労働力不足を背景に、1990 年 6 月に改正入管法が施行され、日系人の 2 世・3 世及びその家族が「定住者」の在留資格により来日し自由に働くことができるようになりました。

これを契機に、特に製造業が盛んな地域において、南米日系人をはじめとする外国人住民が急激に増加し、言葉や生活習慣の違いによる戸惑いや摩擦が生じました。

住民の生活に直接関わる基礎自治体は、外国語による情報提供や相談、日本語教室の開催などに取り組んできました。しかし、外国人住民に係る就労や健康保険、子どもの教育などの諸課題は、国の法律や制度などに起因し、自治体単独では解決が困難となっていました。

このようななか、外国人住民に係る施策や活動状況に関する情報交換を行うとともに、諸課題の解決に連携して取り組むことを目的に、浜松市において 2001 年 5 月に外国人集住都市会議が設立されました。会員都市間による情報共有と調査研究を重ね、毎年公開会議を開催することで、各都市の実情を伝えています。

外国人集住都市会議の設立から 15 年が経過し、会員都市における外国人住民の状況には変化が見られます。2008 年 9 月のリーマン・ショックを境に多数を占めていた南米系外国人が減少に転じたことや、アジア系外国人の増加により、多国籍化の傾向にあります。一方、外国人住民の定住化が進み、日本での長期滞在や永住を望む外国人住民も少なくありません。また、外国人住民を支援の対象としてではなく、まちづくりの担い手やまちを活性化させる貴重な人材と捉え、多文化共生を推進することが新たな課題となっています。

このような社会状況の変化に対応していくため、外国人集住都市会議としてそのあり方を見直し、今年度から、外国人住民の課題解決や支援とともに、その多様性をまちづくりに生かすという観点を加えることとなりました。

「外国人集住都市会議はままつ 2015」では、外国人集住都市会議がこれまで取り組んできた外国人住民に係る課題の解決や、多様性を都市の活力とするための施策等について議論します。

２．　外国人集住都市会議会員都市の外国人人口データ

平成 27 年 4 月 1 日現在

都市名	総人口（人）	外国人人口（人）	外国人割合（%）	国籍別1位	同2位	同3位
群馬県伊勢崎市	211,071	10,166	4.8%	ブラジル	ペルー	フィリピン
群馬県太田市	221,988	8,287	3.7%	ブラジル	フィリピン	中国・台湾
群馬県大泉町	40,883	6,413	15.7%	ブラジル	ペルー	ネパール
長野県上田市	159,828	3,235	2.0%	中国	ブラジル	韓国・朝鮮
長野県飯田市	104,284	2,051	2.0%	中国	フィリピン	ブラジル
岐阜県美濃加茂市	55,391	3,948	7.1%	ブラジル	フィリピン	中国
静岡県浜松市	808,959	20,920	2.6%	ブラジル	フィリピン	中国
静岡県富士市	257,215	4,376	1.7%	ブラジル	フィリピン	中国
静岡県磐田市	170,548	6,032	3.5%	ブラジル	フィリピン	中国
静岡県掛川市	117,450	3,330	2.8%	ブラジル	フィリピン	中国
袋井市静岡県	87,155	3,033	3.5%	ブラジル	中国	フィリピン
静岡県湖西市	61,027	2,660	4.4%	ブラジル	ペルー	中国
静岡県菊川市	47,679	2,443	5.1%	ブラジル	フィリピン	中国
愛知県豊橋市	377,962	13,597	3.6%	ブラジル	フィリピン	中国/韓国・朝鮮
愛知県豊田市	421,496	13,341	3.2%	ブラジル	中国	フィリピン
愛知県小牧市	153,680	7,274	4.7%	ブラジル	フィリピン	中国
三重県津市	282,821	7,195	2.5%	ブラジル	中国	フィリピン
三重県四日市市	312,106	7,722	2.5%	ブラジル	韓国・朝鮮	中国
三重県鈴鹿市	200,805	6,969	3.5%	ブラジル	ペルー	中国
三重県亀山市	49,914	1,657	3.3%	ブラジル	中国	フィリピン
三重県伊賀市	95,066	4,112	4.3%	ブラジル	中国	ペルー
滋賀県長浜市	121,532	2,879	2.4%	ブラジル	中国	ペルー
滋賀県甲賀市	92,533	2,507	2.7%	ブラジル	中国	フィリピン
岡山県総社市	67,820	745	1.1%	ブラジル	中国	フィリピン
東京都新宿区	328,787	36,128	11.0%	中国	韓国・朝鮮	ベトナム
東京都大田区	709,907	19,482	2.7%	中国（台湾含む）	韓国・朝鮮	フィリピン

外国人集住都市会議
会員都市首長プロフィール

≪会員都市≫

群馬県伊勢崎市

五十嵐　清隆　（いがらし　きよたか）【1952 年 9 月 22 日生】

前職：群馬県議会議員　就任年：2009 年 1 月　当選回数：2 期目

伊勢崎市は、群馬県内で最も多くの外国人住民が暮らしております。国籍や文化の違いを超えた、住民同士の連携や相互理解を推進し、外国人住民を含めた全市民による安心・安全なまちづくりに努めてまいります。

群馬県太田市

清 水　聖 義　（しみず　まさよし）【1941 年 12 月 7 日生】

前職：群馬県議会議員　就任年：2005 年 4 月（旧太田市長　1995 年～2005 年）
当選回数：3 期目（旧太田市長　3 期）

地域における多文化共生を進めていくにあたり、外国人住民の持つ文化や価値観などの多様性を生かし、国籍を問わずすべての地域住民が笑顔で暮らせるまちづくりを推進していきます。

群馬県大泉町

村 山　俊 明（むらやま　としあき）【1962 年 7 月 25 日生】

前職：大泉町議会議員　就任年：2013 年 5 月　当選回数：1 期目

総人口の約 16%を外国人が占める大泉町では、全ての住民が安全に暮らすために、正しい情報を正しく伝えることを多文化共生の基本とし、特に災害時に支援活動を行う外国人や通訳ボランティアの育成にも取り組んでいます。

長野県上田市

母 袋　創 一（もたい　そういち）【1952 年 7 月 6 日生】

前職：長野県議会議員　就任年：2006 年 4 月（旧上田市長、2002 年～2006 年）
当選回数：3 期目（旧上田市長、1 期）

外国籍市民を支援し、市民同士の相互理解を深めるとともに、定住化が進む外国籍市民の自立と社会参加を促します。市民ボランティアと協働し、関係機関との連携を深めながら事業に取り組みます。

長野県飯田市

牧 野　光 朗（まきの　みつお）【1961 年 8 月 16 日生】

前職:日本政策投資銀行　就任年:2004 年 10 月　当選回数:3期目

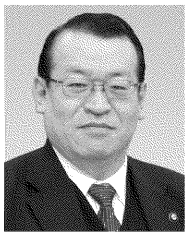

リニア中央新幹線の開通を見据えた飯田市の将来像「小さな世界都市」実現のためには、多文化共生社会の推進が重要となってまいります。市民・関係団体・事業所等の協働による取組を通じて、多様性を活かした地域づくりを目指します。

岐阜県美濃加茂市

藤 井　浩 人（ふじい　ひろと）【1984 年 7 月 25 日生】

前職:美濃加茂市議会議員　就任年:2013 年 6 月　当選回数:1期目

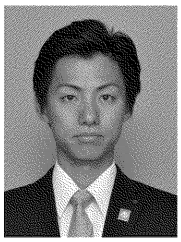

「第２次美濃加茂市多文化共生推進プラン」に基づき、地域・企業・行政が一体となって、国籍・性別を問わず、文化の違う人々が互いに認めあい、対等な関係で、それぞれの能力を発揮しながら、共に生活するまちづくりを推進してまいります。

静岡県浜松市

鈴 木　康 友　（すずき　やすとも）【1957 年 8 月 23 日生】

前職:衆議院議員　就任年:2007 年 5 月　当選回数:3 期目

多文化共生のまちづくりを進めるためには、市民の間での交流が行われるとともに、外国人住民自身が日本語や生活の基本的なルールを身につけることが重要です。外国人住民に係る課題の解決とともに、多様性を生かした文化の創造や地域の活性化を目指します。

静岡県富士市

小長井　義正（こながい よしまさ）【1955 年 7 月 30 日生】

前職:富士市議会議員　就任年:2014 年1月　当選回数:1回

「心通い合う多文化共生のまち　ふじ」の実現に向けて、富士市で生活する全ての人が互いのちがいを認め、共に支え合い、安心して生活できるまちづくりを目指しています。地域と行政の連携を強化し、多文化共生施策の推進を図ります。

静岡県磐田市

渡 部　修（わたなべ　おさむ）【1951 年 4 月 16 日生】

前職:磐田市議会議員　就任年:2009 年4月　当選回数:2期目

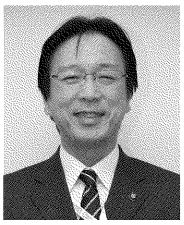

磐田市では、現在「第３次多文化共生推進プラン」策定の準備をしています。外国人市民と日本人市民が協力して地域を作り、発展させ、誰もが安心して暮らすことのできる多文化共生社会を目指します。

静岡県掛川市

松 井　三 郎（まつい　さぶろう）【1946 年 10 月 6 日生】

前職：静岡県議会議員　就任年：2009 年 4 月　当選回数：2 期目

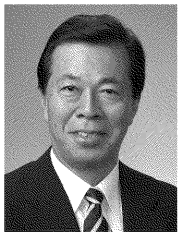

掛川市は総人口の約 3%が外国人市民で、そのおよそ半数に永住資格があります。市が目指す「協働のまちづくり」に多文化共生の視点を取り入れ、風格ある人づくり、誰もが住みたくなるまちづくりをしていきます。

静岡県袋井市

原 田　英 之（はらだ　ひでゆき）【1943 年 1 月 12 日生】

前職：静岡県健康福祉部長

就任年：2005 年4月（旧袋井市長、2001 年～2005 年）

当選回数：3期目（旧袋井市、2期）

袋井市では、総人口のうち約 3.5%の外国人市民の方が在住しております。文化や言葉の壁を越え、外国人市民と日本人市民が、お互いに安心して暮らすことができる多文化共生社会の実現に向け取り組んでまいります。

静岡県湖西市

三 上　元（みかみ　はじめ）【1945 年 1 月 5 日】

前職：（株）船井総合研究所取締役　就任年：2004 年 12 月　当選回数：3 期目

湖西市は外国人住民の人口比率が 4.4%と県内で 2 番目に多い市です。日本語教室事業等の施策のほか、町内会や子ども会という地域活動への外国人住民の参加など身近な多文化共生も進めています。市の目指す「誰もが安心して快適に生活できるまち」となるよう取り組んでまいります。

静岡県菊川市

太 田　順 一（おおた　じゅんいち）【1950 年4月 28 日生】

前職：菊川町議会議員

就任年：2005 年1月から現職（旧菊川町長 1998 年～2005 年）

当選回数：3期目（旧菊川町2期）

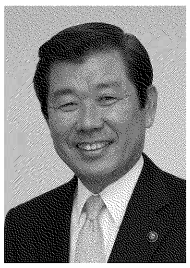

総人口の約５％を占める外国人住民が暮らしている菊川市では、市民の誰もが幸せで安心して暮らせる地域社会を目指しています。市民と一体になり、言葉や文化の壁を乗り越え協力しあえる共生のまちづくりを推進します。

愛知県豊橋市

佐 原　光 一（さはら　こういち）【1953 年 11 月 10 日生】

前職：国土交通省中部地方整備局副局長　就任年：2008 年 11 月

当選回数：2 期目

本市には多くの外国人の子どもたちが暮らしています。将来を担う子どもたちのため、学内におけるプレクラスや学外での虹の架け橋教室による支援など、教育委員会と綿密に連係しながら、多面的な就学支援を実施しています。

愛知県豊田市

太 田　稔 彦（おおた　としひこ）【1954 年 4 月 30 日生】

前職:豊田市総合企画部長　就任年:2012 年 2 月　当選回数:1 回

『ミライのフツーを目指そう』をキャッチフレーズに、市民力・地域力・企業力・行政力の共働によるまちづくりに取り組む中で、日本人も外国人も安心して快適に住み続けることのできる豊田市を目指しています。

愛知県小牧市

山下　史守朗（やました　しずお）【1975 年 7 月 6 日生】

前職:愛知県議会議員　就任年:2011 年　当選回数:2 回

日本人市民と外国人市民が、お互いに認め合い協力することができるまちを目指すため、地域・企業・行政が一体となって、住みよい地域づくりを行い、多文化共生を推進していきます。

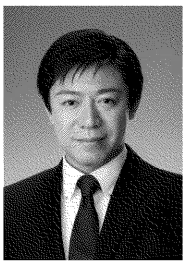

三重県津市

前 葉　泰 幸（まえば　やすゆき）【1962 年 4 月 7 日生】

前職:デクシア銀行東京支店副支店長　就任年:2011 年 4 月
当選回数:2 期目

グローバル化の進展とともに、地域社会における国際化も顕著になってきました。将来を見据え、次世代が世界で活躍するための機会の創出や、多文化共生を地域社会の活力とするまちづくりを進めてまいります。

三重県四日市市

田 中　俊 行（たなか　としゆき）【1951 年 10 月 27 日生】

前職:三重県議会議員　就任年:2008 年 12 月から現職　当選回数:2 期目

日本人市民と外国人市民が互いに顔の見える関係を築き、地域の対等な構成員として地域づくりに参画できるよう、定期的な文化講座や、共助の大切さを学ぶ防災セミナーなどの事業を通して、多文化共生社会の実現を目指します。

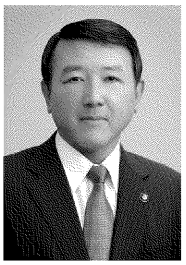

三重県鈴鹿市

末 松　則 子（すえまつ　のりこ）【1970 年 11 月 14 日生】

前職:三重県議会議員　就任年:2011年　当選回数:2 回

様々な国籍，異なった文化をもった市民が，互いのちがいをともに認め合い，尊重し合いながら，地域社会の構成員として地域づくりに参画し活躍できる環境を整え，ともに築く多文化共生のまちの実現を目指します。

三重県亀山市

櫻 井　義 之（さくらい　よしゆき）【1963 年 2 月 25 日生】

前職:三重県議会議員　就任年:2009 年から 現職　当選回数:2 回

外国人住民が日本人住民と同じように生活できるよう積極的に情報発信・提供を行うとともに、国際交流を深め、国籍等にとらわれずにお互いの文化等を理解し、寄り添い合う多文化共生社会を推進してまいります。

三重県伊賀市

岡 本　栄（おかもと　さかえ）【1951 年 9 月 18 日生】

前職:関西テレビ放送株式会社アナウンサー

就任年:2012 年　当選回数:1 回

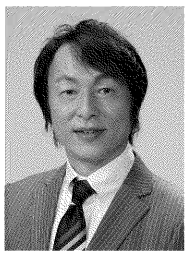

当市では、多言語による生活相談窓口を開設し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを行っています。外国人住民の定住化が進む中、外国人住民が社会参画し日本人と共に住んでよかったと思える伊賀市をめざします。

滋賀県長浜市

藤 井　勇 治（ふじい　ゆうじ）【1950 年 2 月 27 日生】

前職:衆議院議員　就任年:2010 年 3 月　当選回数:2 期目

「すべての人が互いに尊重し、多様な文化が息づき、共に支えあうまちづくり」を基本理念とし、多文化共生社会の実現にむけて取り組んでいます。誰もが地域を支える一員として能力を発揮できる社会の構築を目指します。

滋賀県甲賀市

中 嶋　武 嗣（なかじま　たけし）【1948 年 1 月 2 日】

前職:滋賀県議会議員　就任年:2004 年 10 月　当選回数:3 期目

日本人も外国人も共にまちづくりに参画する協働の視点から、市民の誰もが活躍できるフィールドを整え、誰もが幸せを感じられる多文化共生社会を目指し、本年３月に作成した多文化共生推進計画に基づき、更なる施策への取り組みを進めてまいります。

岡山県総社市

片 岡　聡 一（かたおか　そういち）【1959 年 8 月 2 日生】

前職:国会議員(橋本　龍太郎元首相)秘書　就任年:2007 年 10 月

当選回数:3 期目

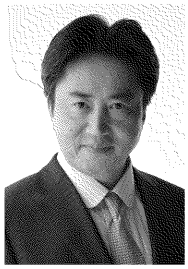

総社の多国籍コミュニティ（SBC＆IF）をはじめ，各種機関・団体等と連携を図りながら，就労・福祉・防災・教育等，様々な分野で真心を込めた事業を実施し，総社市流の多文化共生のまちづくりを進めていきます。

≪オブザーバー≫

東京都新宿区

吉 住　健 一（よしずみ　けんいち）【1972 年 4 月 22 日生】

前職:東京都議会議員　就任年:2014 年 11 月　当選回数:1 期目

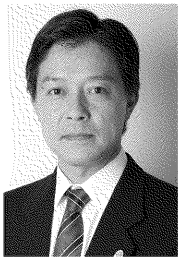

外国人住民が多いことを特性として積極的に捉え、国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認め、理解し合い、地域社会の構成員として共に生きていく都市を目指します。

東京都大田区

松 原　忠 義（まつばら　ただよし）【1943 年 2 月 8 日】

前職:東京都議会議員　就任年:平成 19 年　当選回数:3 回

羽田空港を利用し、大田区に降り立つ訪日外国人は今後もますます増えることが予想されます。外国人を含む誰もが（地域の主人公として）安心して快適に生活ができる環境、地域性を備えた「国際都市おおた」の実現を目指します。

基調講演

外国人集住都市会議の 15 年とこれから
～集住都市の経験を生かすために～

基調講演者	**明治大学国際日本学部教授** **山 脇　啓 造（やまわき　けいぞう）** 専門は多文化共生論・移民政策。東京都多文化共生推進検討委員会委員長、大田区多文化共生推進協議会会長。総務省、法務省、文部科学省等の外国人施策関連委員を歴任。愛知県、宮城県、長野県等の多文化共生施策関連委員長も歴任。2004 年度から 2014 年度まで外国人集住都市会議アドバイザー。2012 年度にオックスフォード大学で欧州におけるＥＵ、国、自治体の移民統合政策を研究。	
講演骨子	2001 年に設立された外国人集住都市会議のこれまでの歩みを振り返ると、大きく 3 つに分けることができるだろう。第 1 期（2001 年～2004 年）を一言で表せば「地域共生から多文化共生へ」である。第 2 期（2005 年～2008 年）のキーワードは「規制改革」、第 3 期（2009 年～2014 年）のキーワードは「政治主導」である。そして、今年度から始まる第 4 期のキーワードは「多様性」になるであろう。 これまでの外国人集住都市会議の主な成果として、定住外国人施策推進室の設置（2009 年）、外国人住民に係る住民基本台帳制度の開設（2009 年公布、2012 年施行）、そして、日系定住外国人施策に関する基本指針・行動計画の策定(2010 年、2011 年)を挙げることができる。 一方、外国人集住都市会議の課題は、第一に、多文化共生に取り組む国内の多様な自治体とのネットワークづくりである。第二に、欧州のインターカルチュラル・シティなど海外の自治体との交流である。第三に、ダイバーシティを進める大学や企業と連携した多文化共生 2.0（多様性を生かした地域づくり）の実践と発信である。 グローバル化や人口減少が進む中、ますます多くの自治体が多文化共生への関心を高めつつある。多文化共生の新時代に向けて、外国人集住都市会議が、今後も多文化共生のフロントランナーとして、日本社会をリードしていくことに期待したい。	

基調講演資料

外国人集住都市会議 はままつ２０１５（2015/12/17）

外国人集住都市会議の 15 年とこれから

明治大学　山脇啓造

はじめに

2001 年 5 月

1. 外国人集住都市会議の歴史

第 1 期（2001-2004）「地域共生から多文化共生へ」
2001 年 10 月　外国人集住都市公開首長会議「浜松宣言及び提言」
2002 年 11 月　外国人集住都市東京会議「14 都市共同アピール」
2003 年 11 月　外国人集住都市会議シンポジウム in 豊田
2004 年 10 月　外国人集住都市首長会議「豊田宣言及び部会報告」＜多文化共生社会＞

第２期（2005-2009）「規制改革」「国との対話」
2005 年 11 月　外国人集住都市会議よっかいち 2005、規制改革要望
2006 年 6,10 月　規制改革要望
11 月　外国人集住都市会議 東京 2006「よっかいち宣言」 ＊NHK
2007 年 6 月　規制改革要望
11 月　外国人集住都市会議みのかも 2007（河野議員、中川議員）
規制改革要望＜台帳制度＞
2008 年 6 月　規制改革要望
11 月　外国人集住都市会議 東京 2008、規制改革要望
2009 年 6 月　規制改革要望

第 3 期（2009-2014）「政治主導」
2009 年 11 月　外国人集住都市会議おおた 2009（細野民主党副幹事長）
2010 年 11 月　外国人集住都市会議 東京 2010(末松内閣府副大臣、小宮山厚労副大臣、
笹木文科副大臣）
2011 年 11 月　外国人集住都市会議いいだ 2011
2012 年 11 月　外国人集住都市会議 東京 2012（中川前内閣府大臣）
2013 年 10 月　外国人集住都市会議ながはま 2013
2014 年 11 月　外国人集住都市会議 東京 2014（葉梨法務副大臣）

第 4 期（2015-）「多様性」
2015 年 12 月　外国人集住都市会議はままつ 2015

2. 外国人集住都市会議の成果と課題

定住外国人施策推進室（2009/1）
外国人住民に係る住民基本台帳制度（2009/7 公布、2012/7 施行）
日系定住外国人施策に関する基本指針(2010/8)・行動計画(2011/3)

国内的な都市連携（名称：多文化共生都市会議?）
国際的な都市連携（英語名称：Japan Council of Intercultural Cities?）
大学・企業との連携による多文化共生 2.0(多様性を生かした地域づくり)の実践と発信

出入国政策へのコミットメント

インターカルチュラル・シティ（欧州評議会、ダイバーシティ・アドバンテージ）
　日韓欧多文化共生都市サミット（東京、浜松、韓国安山）「浜松宣言」
ユーロシティーズ「統合都市会議」
シティーズ・オブ・マイグレーション

3. 多文化共生の新時代へ

グローバル化と多文化共生
　2013 浜松市多文化共生都市ビジョン
　2016 東京都多文化共生推進指針（仮称）、中野区グローバル都市戦略（仮称）

人口減少と多文化共生
　2013 広島県安芸高田市多文化共生推進プラン
　2014 沖縄県人口増加計画「世界に開かれた活力ある社会」
　　岡山県美作市「外国人 3000 人構想」

地方創生と一億総活躍

多文化共生社会づくりのフロントランナーに

「地域共生」についての浜松宣言

ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住している私たち１３都市は、日本人住民と外国人住民との地域共生を強く願うとともに、地域で顕在化しつつある様々な課題の解決に積極的に取り組むことを目的として、この外国人集住都市会議を設立した。

グローバリゼーションや少子高齢化が進展するなかで、今後我が国の多くの都市においても、私たちの都市と同様に、地域共生が重要な課題になろうと認識している。

定住化が進む外国人住民は、同じ地域で共に生活し、地域経済を支える大きな力となっているとともに、多様な文化の共存がもたらす新しい地域文化やまちづくりの重要なパートナーであるとの認識に立ち、すべての住民の総意と協力の基に、安全で快適な地域社会を築く地域共生のためのルールやシステムを確立していかなければならない。

私たち１３都市は、今後とも連携を密にして、日本人住民と外国人住民が、互いの文化や価値観に対する理解と尊重を深めるなかで、健全な都市生活に欠かせない権利の尊重と義務の遂行を基本とした真の共生社会の形成を、すべての住民の参加と協働により進めていく。

以上、１３都市の総意に基づきここに宣言する。

基調講演資料

日韓欧多文化共生都市サミット 2012 浜松　「浜松宣言」

2012 年 10 月 26 日

私たちは、浜松において一堂に会し、多文化共生都市が抱える課題を認識し、その解決を図るとともに、多様性を都市の活力として生かしていくため活発に意見交換を行った。

私たちは、サミットでの議論を共有するとともに、多文化共生の重要性を広く発信するため、以下のとおり宣言する。

1. 行政、NPO、企業、大学等多様な主体がそれぞれの強みを発揮し、互いに連携して多文化共生のまちづくりを推進していく。また、地域社会における住民相互の対話を促進し、同じ地域の構成員として共にまちづくりを推進する。

2. 文化的多様性を都市の活力の源泉と捉えるとともに、文化背景の異なる住民間の交流を創造や革新の好機として積極的に促進し、グローバル時代にふさわしい都市づくりを目指す。

3. 多文化共生都市（インターカルチュラルシティ）の理念を市民と共有するとともに、具体的なプランを策定し、政策を実施していく。あわせて、その取り組みを検証し、より効果的な実践に繋げていく。

結びに、私たちは、国際的な枠組みで知見や経験を共有し、各都市においてより良い政策を実施するため国内外の多文化共生都市の連携を一層推進する。

浜松市多文化共生都市ビジョン　【概要版】

☆計画期間:2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度）の5年間

基本理念

目指す方向性

1. *日本人市民と外国人市民がともに構築する地域*
2. *多様性を都市の活力の源泉として、発展していく地域*
3. *誰もが安心して暮らしていくことができる地域*

都市の将来像

相互の理解と尊重のもと、創造と成長を続けるともに築く多文化共生都市

推進方針

パートナーシップによる多文化共生の推進

- *○オール浜松体制*
- *○市民協働*
- *○国内外の多文化共生都市との連携*

重点施策

(1) 未来を担う子どもたちの教育

○子どもたちの国際感覚涵養
○外国人の子どもたちへの教育支援　等

(2) 安全・安心な暮らしのための防災

○防災のための体制づくり
○地域の防災力の向上　等

(3) 多様性を生かしたまちづくり

○日本人・外国人による文化の創造と発信
○多様性を生かした地域の活性化

施策体系

施策の分野　（取組）

※具体的な取組については、毎年その内容について検証と見直しを行い、必要な修正を加えていきます。

1. 手を取り合い、ともに築くまち　協働

(1) オール浜松での取組推進
○多文化共生推進協議会を通じた多様な主体による取組の促進
○多文化共生に携わる市民団体・ボランティアの連携促進

(2) お互いを理解するための教育
○国際理解教育の実施
○ユニバーサルデザインや人権の観点からの啓発（資料作成　等）

(3) 交流機会の創出
○各種交流イベントの開催
○地域での交流促進のための仕組みづくり

(4) 外国人市民のまちづくりへの参加促進
○自治会など地域コミュニティへの参加促進
○外国人コミュニティとの連携強化

2. 多様性を生かして発展するまち　創造

(1) 次世代の育成（重点施策）
○子どもたちの国際感覚涵養
○外国にルーツを持つ子どもたちへの教育支援
○学齢期を過ぎた若者のエンパワーメント

(2) 多様性を生かした文化の創造（重点施策）
○外国人市民の文化・芸術活動の機会拡大
○多様性を生かした交流の促進と文化の発信

(3) 多様性を生かした地域の活性化（重点施策）
○誰もが能力を発揮できる環境づくり
○多様性を生かした情報発信
○グローバル人材を生かした産業振興

(4) 都市間連携の推進
○外国人集住都市会議等を通じた課題解決
○国内外の都市との連携を通じた知見やノウハウの共有

3. 誰もが快適に暮らせるまち　安心

(1) 防災対策（重点施策）
○防災のための体制づくり
○地域の防災力の向上
○多様な情報提供体制の整備

(2) コミュニケーション支援
○地域で暮らすための日本語学習支援
○通訳・相談員の配置・育成
○情報の多言語化・「やさしい日本語」の活用

(3) 地域支援
○地域課題の解決に向けた支援と情報共有
○地域ルールの理解や義務の遂行に向けた取組

(4) 安心な暮らしのために
○医療・福祉（検診会への助成、メンタルヘルス相談、子育て支援等）
○雇用・居住（居住に関連した各種支援制度等の周知　等）

朝日新聞朝刊

13 オピニオン 12版 ◎ 2002年(平成14年)11月6日

私の視点

明治大学助教授・外国人との共生に関する基本法制研究会代表 山脇 啓造（やまわき けいぞう）

◆外国人政策 多文化共生へ基本法制定を

日本の総人口に外国人が占める比率は1・4％に過ぎない。だが、外国人は特定の地域に集住する場合が多い。外国人住民の比率が15％の群馬県大泉町を筆頭に、外国人が事実上、重要な構成員となっている自治体は各地で増えている。

外国人、特に南米からの日系人労働者の多い静岡県浜松市など13の市町は昨年5月、「外国人集住都市会議」を結成した（現在は14市町）。外国人住民の増加で生まれた新しい課題にどう対応するか、定期的に協議するためである。会議で特に重視されたのが教育と社会保障の課題だった。

教育では、子どもたちの不就学が深刻である。学齢期でも約3割が就学していない自治体が多く、5割を超えるところもあるという。日本語も母国語もどちらも十分に習得できない子どもも現れており、このまま放置すれば大きな社会問題になるだろう。

社会保障では、健康保険の問題が大きい。浜松市や愛知県豊田市では、外国人の半数が健康保険に加入していないという。治療費が払えずに病気を悪化させたり、医療機関が診療を拒否したりする事態が各地で起きている。

13市町の首長は昨年10月、「浜松宣言」を発表し、国に対して、外国人の定住化を前提とした施策づくりを進めるよう求めた。

教育では、小中学校における日本語教育の充実や不就学対策など、社会保障では、医療保険制度の見直しや労働環境整備などを提言している。国の受け入れ態勢づくりの遅れに対する厳しい批判といえる。

外国人の定住化は、着実に進んでいる。90年に10万人だった外国人登録者数は、01年には178万人にまで増加した。ここ数年は永住資格を取る者も急増している。国際結婚の増加などで、様々な民族的ルーツをもつ日本国民（民族的マイノリティー）も増えている。

日本の高齢人口比率はすでに世界最高水準の19％だが、10年後には24％に達するという。総人口の減少も数年後には始まり、生産年齢人口は今後10年間で500万人近く減る見込みである。女性や高齢者の就業や機械化、製造業の海外移転などを推進しても外国人労働者のさらなる増大や定住化は不可避といえよう。

こうした変化に備えるには、浜松宣言が唱えるような外国人施策の見直しが欠かせない。筆者はさらに一歩進めて、外国人や民族的マイノリティー受け入れの理念を定めた「多文化共生社会基本法」の制定を提言したい。

多文化共生社会とは、国籍や民族の異なる人々が互いの文化のちがいを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく社会である。

基本法の目的は、こうした社会の形成のために、人権尊重など基本理念を定め、国や都道府県に基本計画の策定を義務づけ、施策の推進体制を整備することにある。これまでの縦割り行政の弊害を排するため、国は関係省庁の施策を調整する部局を内閣府に設置すべきだろう。

7日には、外国人集住都市東京会議が開催され、集住都市会議と文部科学省、厚生労働省など5省2庁が、浜松宣言をもとに外国人施策を協議する。多様な課題に日々直面する自治体の首長と、政策立案にかかわる省庁の責任者が初めて一堂に会する場となる。自治体の働きかけで、こうした会議が開かれるのは画期的なことといえる。

東京会議を機に、国が外国人政策を抜本的に見直し、基本法の制定に取り組むことを求めたい。

7 オピニオン 統12版 2010年(平成22年)11月4日(木) 毎日新聞

これが言いたい

グローバル時代の外国人受け入れに向けて

多文化共生社会基本法を

山脇 啓造
明治大学国際日本学部教授

政府は今年8月「日系定住外国人施策に関する基本指針」を策定した。「日系定住外国人」とは耳慣れない言葉だが、1990年代以降、急増したブラジルやペルーなどの日系人を指す。政府は基本指針の中でこうした在日外国人に対する施策の考え方や方向性を初めて示した。今年度中に指針に基づき行動計画を策定するという。

日系定住外国人は、主に自動車や電機など製造業の下請け企業を支えてきた。しかし日本語が十分できない人が多く、教育、医療、地域生活などさまざまな課題を抱えている。

指針は、08年秋以降の経済危機の中でも本国に帰国せず、日本に定住を希望する多数の日系人を日本社会の一員として受け入れ、社会から排除されないようにするために策定した。こうした外国人が集住する自治体が、国に対して外国人施策の基本方針の策定を強く求めてきた。

そうした自治体の代表的存在が外国人集住都市会議だ。東海地方を中心にブラジル人労働者の多い13都市が01年に設立し、国に外国人の受け入れの体制整備を求めてきた。現在、浜松市や群馬県太田市など28市町に増えている。

筆者は、02年以来、国籍や民族などの異なる人々が共に生きる多文化共生社会をめざす基本法の制定を提言してきた。その目的は、人権尊重や社会参画、国際協調といった社会統合の基本理念を定め、国や都道府県に基本計画の策定を義務づけ、施策の推進体制を整備することにある。そうしてこそ初めて市町村との連携も進み、地域社会の取り組みが一層、効果的になる。

この8年の間に、人口減少が始まり、高齢化率は19%から23%へと上昇し、外国人登録者は178万人から219万人に増加した。日本のGDP(国内総生産)の伸びが停滞する一方で、中国やインドなど新興国が台頭し、世界経済の構図は様変わりした。政府はグローバル化に対応すべく、外国からの留学生や高度人材の受け入れを推進しようとしている。経済連携協定による外国人看護師・介護士候補者の受け入れも始まっている。観光庁を設置し、外国人観光客の誘致にも乗り出した。第三国定住制度による難民受け入れも始まった。

だが、外国人受け入れ全体の基本理念や政策の方向性は定められていない。ちなみに日本と似た状況にある韓国では、07年に在韓外国人処遇基本法が制定されている。

今回の指針策定は対象を限定しているとはいえ、体制整備に向け一歩前進といえる。また、外国人を住民と認め、住民基本台帳法の対象とする新制度が12年にスタートすることも、多文化共生にとって大きな意義がある。

＊

2050年には、日本の人口は3割減少し、高齢化率は4割に達すると予想される。人口増加と経済成長を前提に構築された社会保障などの諸制度を抜本的に見直し、人口減少を前提に、女性や高齢者そして外国人も含めた多様な人々が活躍する新しい社会のビジョンを描く必要がある。

外国人集住都市会議は、11月8日に東京で関係府省関係者を集めた会議を開く。今回は初めて政務三役の参加も期待されている。国と自治体が外国人受け入れについて意見交換する数少ない機会だ。

国が自治体に経済界や市民団体なども加えた協議の場を設け、中長期的観点から外国人の受け入れのあり方を見直し、社会統合を推進するために、多文化共生社会基本法を制定することを期待したい。

やまわき・けいぞう　移民政策・多文化共生論。外国人集住都市会議アドバイザー。関係府省の委員会にも参加。

「これが言いたい」は毎週木曜日に掲載します

朝日新聞　２０１２年２月１日　朝刊　１７ページ　東京本社

私の視点

明治大国際日本学部教授
（移民政策・多文化共生論）
山脇（やまわき）　啓造（けいぞう）

多文化共生社会

外国人政策、自治体に学べ

日本で暮らす外国人は1990年代以降大きく増えたが、2008年に始まった世界経済危機と東日本大震災の影響でわずかながら減少傾向にある。昨年9月現在、約209万人だ。震災で帰国する外国人が注目されたが、経済危機や震災にもかかわらず日本に残った外国人は定住志向が強く、日本社会の重要な構成員といえる。

人口減少・少子高齢化やグローバル化の進展によって、今後、外国人の増加と定住化はさらに進んでいくだろう。女性や高齢者、そして外国人も含めた多様な人々が活躍する新しい社会のビジョンを描く必要がある。これからの日本にとって、多文化共生社会の形成が大きな課題となろう。

そのためには、外国人政策を改革する必要がある。外国人政策は外国人の出入国管理にかかわる政策（出入国政策）と、入国した外国人を社会の構成員として受け入れる政策（社会統合政策）からなる。出入国政策は国（法務省）の所管だが、社会統合政策は国と自治体が連携して取り組む分野だ。

日本では、社会統合政策は主に外国人住民の多い自治体が担い、国の取り組みは大きく遅れてきた。01年に外国人労働者の多い13市町が結成した外国人集住都市会議はこれまで、国に外国人の受け入れ態勢の整備を求める提言を発表し、国の社会統合政策構築に貢献してきた。社会統合政策の分野では、自治体の取り組みが国に先行する構図となっている。

実は、国と自治体の政策が乖離（かいり）しているのは、日本特有の現象ではなく、外国人労働者や移民受け入れの歴史が日本より長い欧米諸国でもみられる。日本にとっては、欧州の経験が特に参考になるだろう。

「インターカルチュラル・シティ・プログラム」が、その代表格だ。移住者によってもたらされる文化的多様性を、脅威ではなくむしろ好機ととらえ、活力や革新、創造、成長の源泉とする新しい都市政策である。08年に欧州評議会が欧州委員会とともに立ち上げ、現在、その趣旨に賛同する欧州21都市が参加している。

先月には、同プログラムに参加する3都市を含んだ日韓欧9自治体の首長らが集まる「多文化共生都市サミット」が、国際交流基金と欧州評議会の共催により東京で開かれた。多文化共生をテーマに欧州とアジアの自治体首長が一堂に会するのは初めてだ。こうした都市交流によって、自治体の多文化共生の取り組みがさらに発展し、国の外国人政策をリードすることを期待したい。

© 朝日新聞社　無断複製転載を禁じます。
すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

基調講演資料

多文化共生のとびら

多文化共生都市サミット ～新たなネットワークの構築に向けて～

明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

会議の概要

2012年１月18日・19日に、日本と韓国そして欧州の９自治体の首長らが集まった多文化共生都市国際シンポジウムが都内で開かれた。国際交流基金と欧州評議会の共催による会議で、参加したのは以下の９首長らである。

日本：鈴木康友浜松市長、中山弘子新宿区長、松原忠義大田区長
韓国：廉泰英水原市長、文錫珍ソウル市西大門区長、鄭承奉安山市副市長
欧州：アントニオ・コスタ・リスボン市長（ポルトガル）、カタリーナ・ベリグレン・ボットシルカ市長（スウェーデン）、フランコ・コッラディーニ・レッジョ・エミリア市副市長（イタリア）

いずれも、多文化共生に力を入れている都市（多文化共生都市（注１））で、欧州からは本誌2012年１月号の拙稿（注２）でも紹介した欧州評議会と欧州委員会が実施している「インターカルチュラル・シティ・プログラム」の会員都市が参加した。

シンポジウム初日の午前には、欧州評議会のロバート・パルマー民主的統治・文化・多様性局長、筆者そして韓国聖公会大学の梁起豪教授によって、それぞれ欧州、日本、韓国の現状について報告がなされた。そして、午後には、９人の首長らが日韓欧の組み合わせで３人ずつ登壇し、それぞれの都市の取り組みの報告がなされ、コメンテーターを交えて討議を行った。シンポジウム２日目には、９都市の多文化共生担当課長らが報告を行う実務者セミナーも開かれた。

９首長らによる報告の中で、外国人支援の取り組みが中心となっている日韓の都市と、外国人支援に加えて文化背景の異なる集団間の対話や交流に力を入れている欧州都市の違いが感じられた。また、国による体制整備が進んでいる欧州や韓国と比べ、国の体制整備が進まない中で自治体の取り組みが先行している日本の特徴も明らかになったように思われた。

なお、これまで、英訳をする際に多文化共生を意味する形容詞として“multicultural”が用いられることが多かったが、この会議では、“intercultural”が用いられた。インターカルチュラル・シティでは、“multicultural”と“intercultural”の二つの概念の区別が重要であり、日本の多文化共生の概念は、後者に近いと思われるからである（注３）。

多文化共生都市の連携を目指す東京宣言

サミットの中で、鈴木浜松市長は国内外の都市連携の推進を唱え、今年10月に第２回の多文化共生都市サミットを浜松市で開催することを発表した。そして、会議の最後に

東京宣言を読み上げる鈴木浜松市長

は、参加者一同の賛同のもと、「多文化共生都市の連携を目指す東京宣言」が採択された。短い宣言なので、以下、全文を引用する。

> 「日韓欧多文化共生都市サミット」に集まった私たちは、お互いの知見と経験を共有し、現在そして将来の都市が直面する主要な課題にいかに取り組むかを探るために真摯に話し合い、日本、韓国の諸都市の多文化共生の取り組みとその成果、そして欧州評議会・欧州委員会のインターカルチュラル・シティ・プログラムに参加する欧州都市の戦略について討議した。
>
> グローバリゼーションの時代にあって、経済および社会が大きく変貌していく中で、アジアや欧州そして世界の多くの都市にとって、新たな多文化共生の理念と実践が今後重要性を増すとの共通の認識を得た。
>
> 私たちは、文化的多様性を都市の活力、革新、創造、成長の源泉とする新しい都市理念を構築し、多文化共生都市が連携し、互いの成果から学び、共通の課題を解決することを目指す。そして、異なった文化的背景を持つ住民が共に生き、繁栄し、調和した未来の都市を築いていく。

都市連携の意義

日本では、東海地方を中心に南米系日系人の多い自治体が集まって、外国人集住都市会議や多文化共生推進協議会といったネットワークを形成している。一方、アジア系外国人の多い東京都内や在日コリアンの多い関西地方にも多文化共生に力を入れている自治体があるが、そうした自治体が加わるネットワークは存在しない。

外国人集住都市会議は、これまで、国に対して外国人受入れ体制の整備に関する様々な政策提言を行い、国による社会統合政策構築に大きく貢献してきた。同会議は南米系日系人以外の外国人も視野に入れた政策提言を行ってきたが、国の取り組みは「日系定住外国人施策に関する基本指針・行動計画」を策定するなど、南米系日系人に焦点をあてたものとなっている。今後、国が外国人全体にかかわる課題を対象に、より総合的、体系的な社会統合政策に取り組み、外国人受入れ体制の整備を図っていくためには、南米系日系人の多い自治体に限らない、「多文化共生都市」の全国的なネットワークが築かれ、国や社会全体に発信していくことが重要ではないだろうか。

今回のサミットは、外国人集住都市会議をリードする浜松市と都内の多文化共生の取り組みをリードする新宿区の首長が初めて顔を合わせる会議となったが、これを契機に多文化共生都市の全国的なネットワークづくりが始まるかもしれない。また、欧州や韓国と比較しながら国内の多文化共生の取り組みを振り返る機会となったが、グローバルな観点から日本の多文化共生の取り組みを推進していくきっかけとなるかもしれない。そういった意味で、今回のサミットは歴史的な意義をもった会議であったといえよう。

今後の展望

浜松市では、今年10月の第２回多文化共生都市サミットの開催に向けた準備を進めている。第１回同様、欧州と日韓の都市が中心となる予定である。このサミットに新たな国内都市が参加すれば、国内ネットワークの形成に向けた動きに弾みがつくかもしれない。一方、韓国では、近年、国主導で外国人受入れ体制の整備が進んでいるが、外国人集住都市会議のような自治体によるネットワークは存在しない。しかし、今回そして第２回のサミットへの参加を通じて、韓国でも多文化共生都市のネットワークが形成される可能性がある。そして、日韓それぞれの多文化共生都市ネットワークと欧州のインターカルチュラル・シティのネットワークが連携し、国内外を通じて互いの知見と経験を共有することができれば、自治体による多文化共生の取り組みが大きく前進するに違いない。

そうした自治体による先駆的な取り組みが国をリードし、日本、韓国そして欧州における多文化共生社会の形成につながることを期待したい。さらに、日韓欧を超えた世界の多文化共生都市とも連携していけば、多様性を尊重する平和で公正な地球社会の構築に寄与することも可能となるだろう。

（注１）まだ、あまり広く使われていない用語であるが、国際交流基金では、2011年１月に主催した「多文化共生都市セミナー」以来、用いている。
（注２）山脇啓造「インターカルチュラル・シティー欧州都市の新潮流」『自治体国際化フォーラム』2012年１月号、42－43頁。
（注３）山脇啓造「インターカルチュラル・シティー欧州都市の新潮流」参照。

セッション１

「外国人住民に係る課題の解決に向けて」

登壇者

【外国人集住都市会議会員都市】
群馬県太田市長　清水 聖義
群馬県大泉町長　村山　俊明
静岡県富士市副市長　森田 正郁
静岡県掛川市長　松井 三郎

【府省庁関係者】
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
　定住外国人施策推進室参事官　村田 達哉
総務省自治行政局国際室長　植村 哲
外務省領事局長　能化 正樹
文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室室長補佐　小林 克嘉
文化庁文化部国語課長　岸本 織江
厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部
　外国人雇用対策課長　久知良 俊二

【コーディネーター】
首都大学東京教授　丹野 清人

【事例発表】
公益財団法人浜松国際交流協会
　主任・多文化共生コーディネーター　松岡 真理恵
ボランティアチーム”We are with You”代表　宮﨑 マルコ、角田 加代子

コーディネーター略歴

首都大学東京教授

丹野　清人（たんの　きよと）

一橋大学大学院社会学研究科博士課程社会問題社会政策専攻単位取得退学、日本学術振興会特別研究員(PD)を経て東京都立大学人文学部社会学科講師、東京都立大学の首都大学東京への改組転換にともない首都大学東京・都市教養学部准教授、現職へ。

事例発表者略歴

公益財団法人浜松国際交流協会 主任・多文化共生コーディネーター

松岡　真理恵（まつおか　まりえ）

自治会との共生事業や、若者支援などに携わる。学生時代にバングラデシュからのデカセギ労働者と友だちになったのが、この世界に入ったきっかけ。（財）豊田市国際交流協会職員時代（95 年―01 年）には、保見団地での共生地域づくりや不就学の子どもの支援に関わる。オーストリア・ウィーンでの外国人としての生活を経て、06 年から現協会勤務。東京外国語大学・多言語多文化教育研究センターの多文化社会コーディネーター研究に関わる。

ボランティアチーム”We are with You”代表

宮﨑　マルコ　（みやざき　まるこ）

ブラジル連邦共和国パラナ州出身。平成１５年来日、平成１７年より大泉町在住。現在、町内でブラジルレストランを経営している。平成２３年東日本大震災での被災地支援活動をきっかけにボランティアチーム We are with You を結成する。外国人住民も、災害時などの緊急時に、国籍に関係なく支援する側として活動することを目的として、町と連携し防災訓練、救命講習会の開催や、町の総合防災訓練への参加など、様々な活動に取り組んでいる。

外国人集住都市会議会員都市の状況

2008 年のリーマン・ショックを境に、1990 年の改正入管法施行により増加していた南米系外国人は全国的に減少に転じました。2008 年 12 月に 30 万人を超えていたブラジル人は、2014 年 12 月には約 17 万 5 千人となり、6 年間で 40%以上減少しています。

南米日系人が外国人住民の多くを占めていた外国人集住都市会議会員都市においても、ブラジル人の減少やアジア系外国人の増加により、多国籍化が進んでいます。

外国人集住都市会議会員都市における外国人人口の推移（上位 10 カ国） 各年 4 月 1 日現在

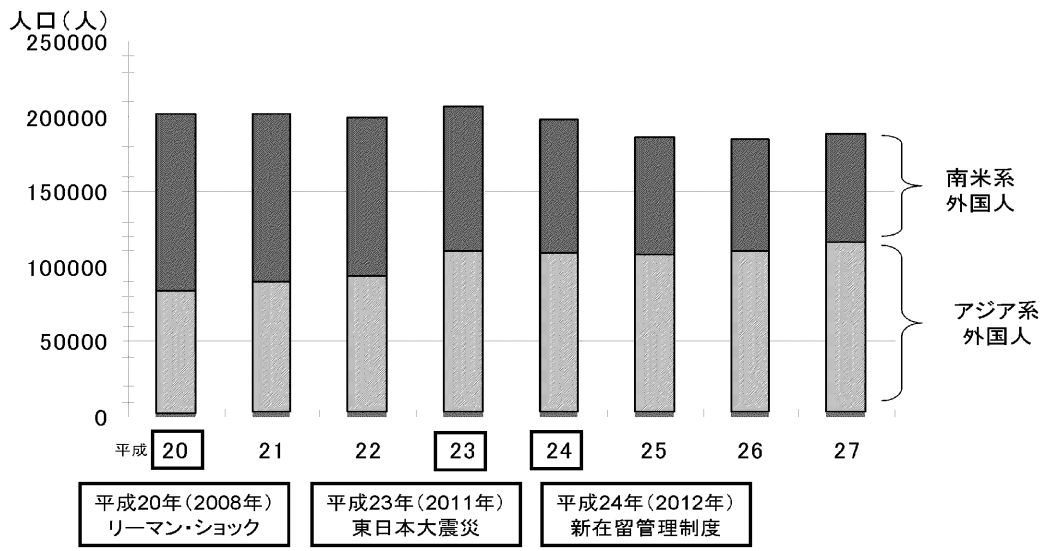

外国人集住都市会議調べ（2015 年度）

会員都市におけるネパール人人口の推移 各年 4 月 1 日現在

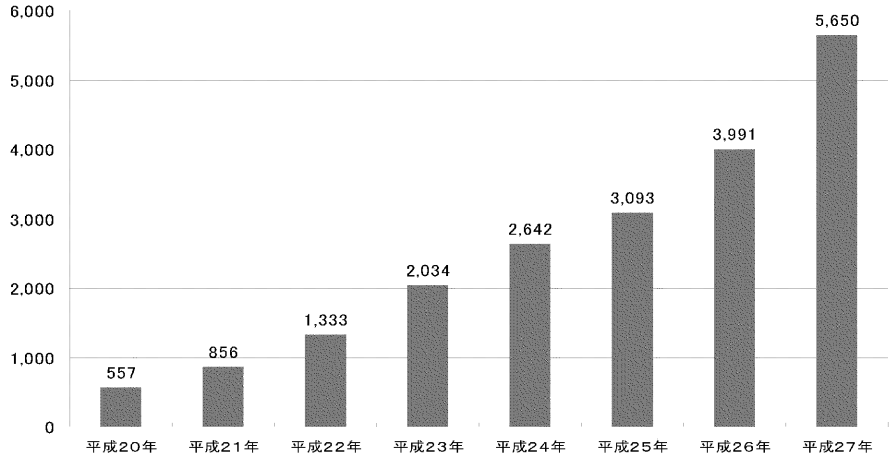

外国人集住都市会議調べ（2015 年度）

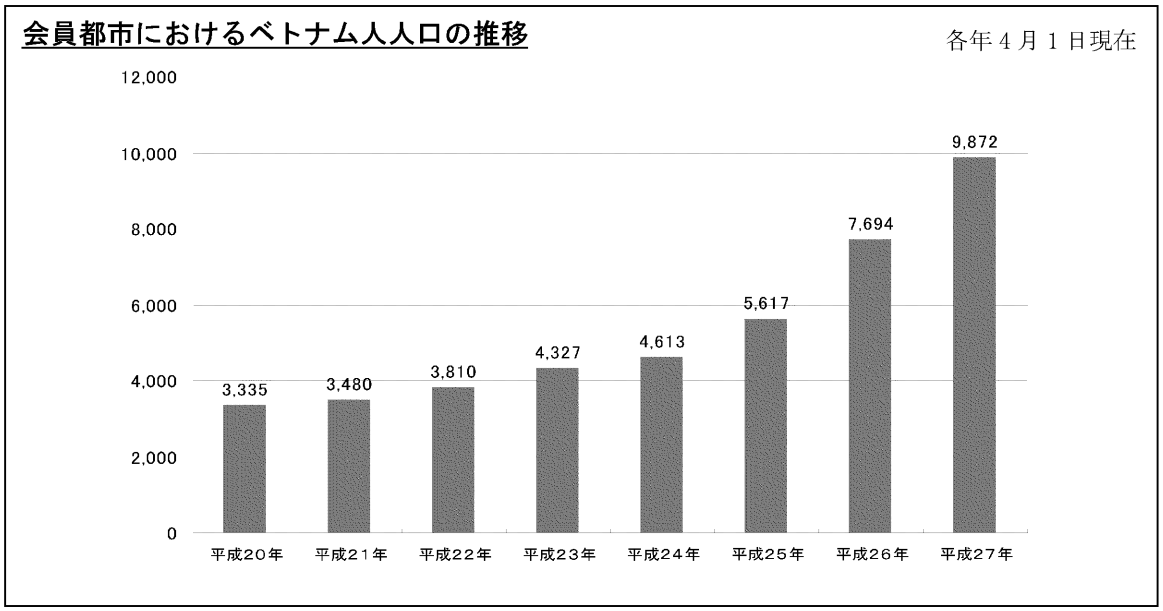

外国人集住都市会議調べ（2015 年度）

その一方で、外国人住民の定住化が進んでいます。2014 年の外国人集住都市会議の調査では、日本での滞在について「10 年以上」が約半数を占めています。また、今後の滞在予定として、「10 年くらい」「永住」「帰化」の合計が 50%を超えています。

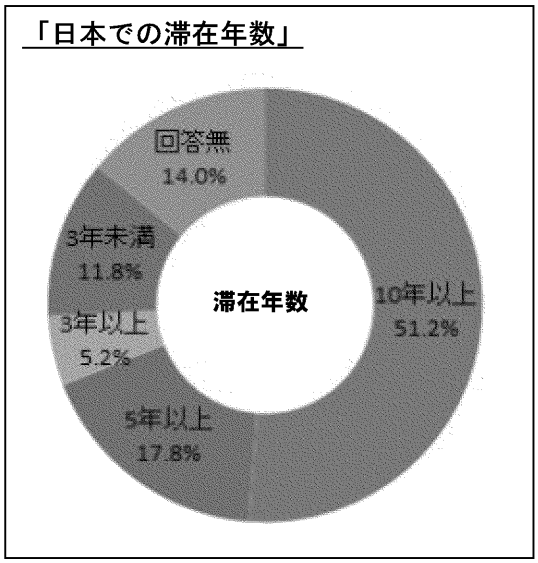

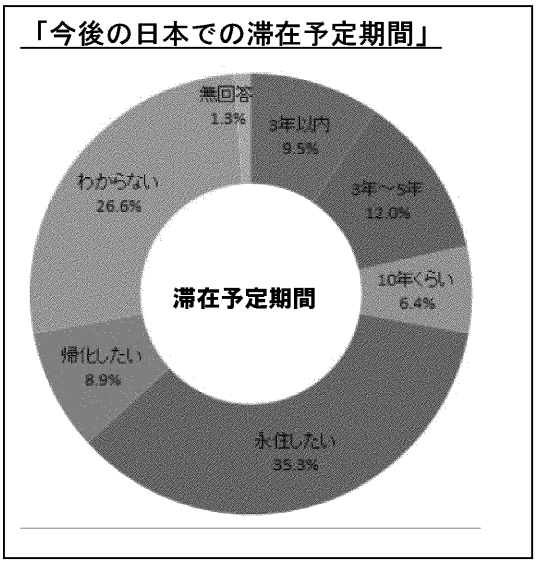

外国人集住都市会議　外国人住民アンケート調査（2014 年度）

外国人住民に係る課題

≪多言語による情報提供≫

外国人集住都市会議会員都市では、外国人住民に対し市町からのお知らせを正しく伝えるとともに、日本で生活する上で必要なルールやマナーを周知するため、行政窓口への通訳の配置や情報の多言語化に取り組んでいます。

しかし、会員都市の主な対応言語はポルトガル語・スペイン語であり、その他の言語への対応が課題となっています。

会員都市における通訳の配置状況（言語別／通訳配置都市数）　平成 27 年 4 月 1 日現在

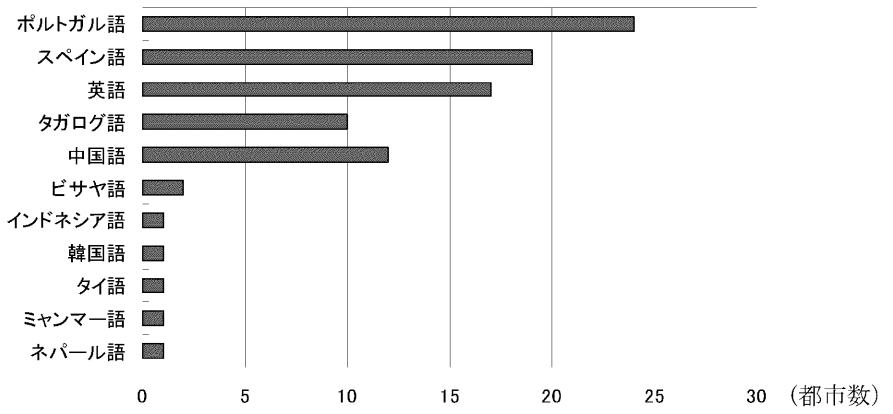

平成 27 年度外国人集住都市会議加盟都市数：26 都市

外国人集住都市会議調べ（2015 年度）

会員都市における各種助成制度を利用した翻訳件数（言語別／翻訳件数）　平成 26 年度分

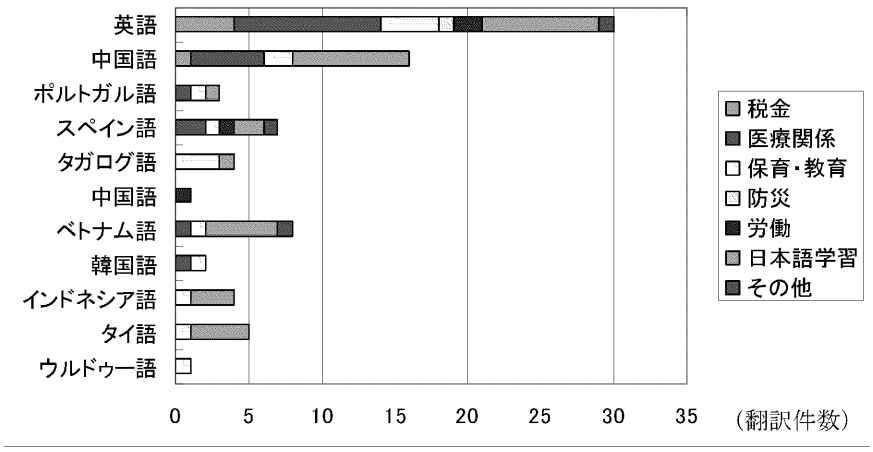

外国人集住都市会議調べ（2015 年度）

また、災害に対する備えは日本人住民だけでなく、同じ地域で生活する外国人住民にも必要です。外国人集住都市会議会員都市では、災害時に外国人住民が適切に行動できるよう、多言語による情報発信や防災意識の啓発に独自に取り組んでいるところですが、迅速な情報提供や、通訳・翻訳体制の整備等が課題となっています。

会員都市における取組

群馬県大泉町「文化の通訳登録制度」

文化の通訳とは、言語の通訳ではなく、「日本の文化やマナー、町からのお知らせなどを、母国語で、家族や友人など身近な人に正しく伝えることのできる人」のことをいいます。「盆栽づくり」や「和食のマナー」などの講座を定期的に開催し、参加者には文化の通訳として登録していただきます。登録者には、メールなどで町からの情報を発信し、それを周りの人に伝える地域のキーパーソンとして活躍していただいています。また、災害など有事の際には、支援する側として情報発信などに協力していただくことを期待しています。

盆栽づくり講座

和食のマナー講座

群馬県伊勢崎市「外国人コミュニティとの連携による情報提供」

外国人住民の定住化が進む一方で、言葉や文化、制度の違いから生じる不安や疑問を解消するために、日本の社会保障制度や防災についての説明会を開催しました。

市内在住のフィリピン人コミュニティからの要望により説明会を開催し、担当課職員による説明の後、タガログ語での通訳を行いました。説明会終了後は、積極的に講師に質問をし、防災や社会保障制度についての意識改革にもつながる有意義な機会となりました。

今後は、各国コミュニティや関係機関等と連携を図り、伊勢崎市での生活に関する様々な情報提供の機会を設け、多文化共生社会の推進に努めてまいります。

防災勉強会の様子

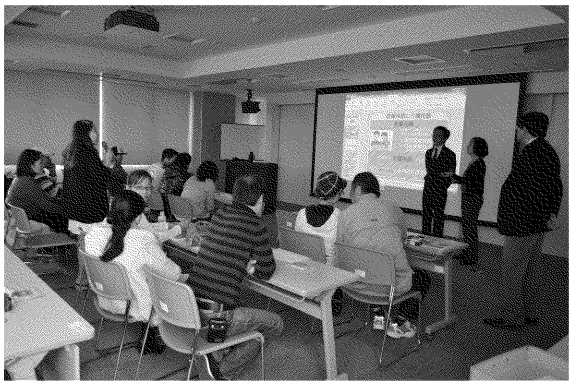

社会保障制度説明会の様子

長野県飯田市「コミュニティーラジオ「いいだ FM」行政情報多言語放送」

広報紙「広報いいだ」に掲載する記事の中から、外国人住民に必要と思われる情報を抜き出して、毎週土曜日及び日曜日に中国語、ポルトガル語及びタガログ語により放送しています。また、今年８月からは、毎週土日に限らず、常時スマートフォン、パソコンから外国語広報を聴くことができるようになり、市からの情報が広く伝わるようになりました。外国人住民に必要な情報を届けるとともに、「トピック」として季節の話題や行事について外国ではどのように行われているかを伝えることで、日本人住民に対しても多文化共生に興味を持ってもらう機会としています。

毎月の収録風景

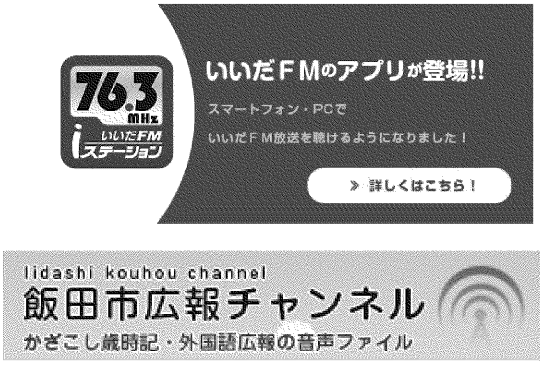

いいだ FM が音声でも聴けるようになりました

滋賀県長浜市「facebook を利用した情報提供」

ポルトガル語・スペイン語・英語の３言語による facebook をそれぞれ運用し、行政情報（災害・防災や防犯、交通安全、就労研修、在留関連、子育て制度や市営・県営住宅に関する情報等）や地域の伝統イベント、国際交流協会によるイベントおよび日本語教室等の案内を発信しています。ホームページよりも更新が手軽であるため、地震や台風等、緊急性の高い情報を迅速に提供できる他、外国人市民は facebook 利用者が多く、「いいね！」やシェア等により元の記事を拡散してもらい、多くの人に情報を提供できる点で有用です。

ポルトガル語版 facebook

イベント情報の発信

≪外国人住民に対する日本語教育≫

外国人住民の定住化が進む一方、日本語の習得が充分ではなく、行政の窓口で通訳を必要とする外国人住民が多くいます。

「日本語を話す能力」

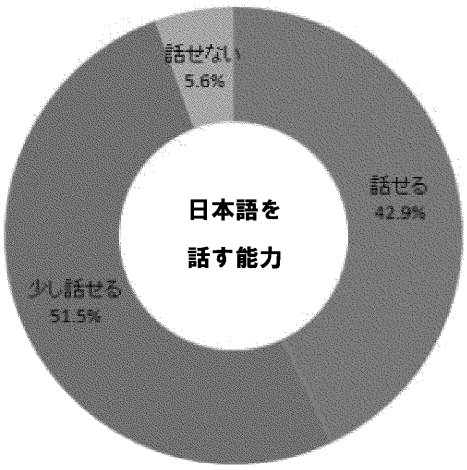

「日本語の読解力」

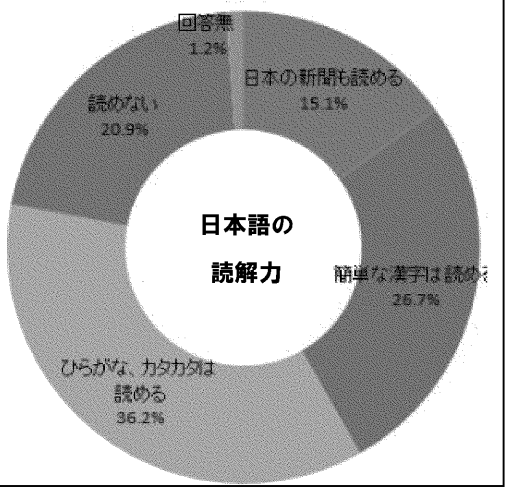

外国人集住都市会議　外国人住民アンケート調査結果（2014 年度）

外国人集住都市会議会員都市では、通訳の配置等の多言語による情報提供に取り組んでいますが、通訳者の数や翻訳できる言語は限られています。外国人住民が生活に必要な情報を得たり、安定した仕事に就いたりするためには、行政側が多言語による情報を提供するだけでなく、外国人住民自身が日本語を身につけることが必要です。

【再掲】会員都市における通訳の配置状況（言語別／通訳配置都市数）

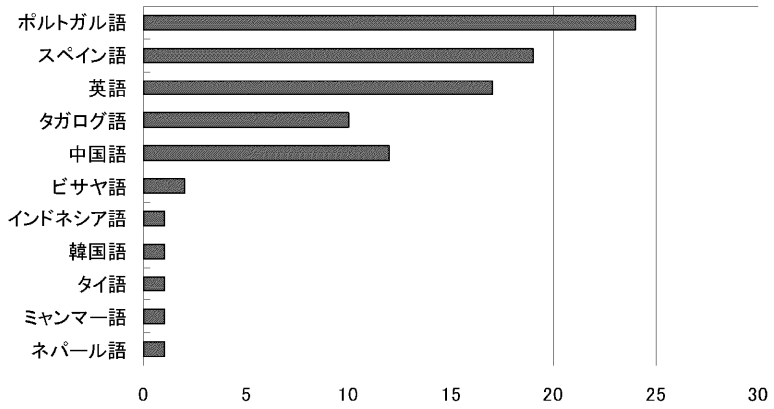

外国人集住都市会議調べ（2015 年度）

外国人集住都市会議会員都市では、外国人住民が生活に必要な日本語を身に付けることができるよう、日本語教室等の事業を実施しています。

しかしながら、「ダブルリミテッド」の子どもや就学年齢を過ぎた若者など、日本語教育が必要な外国人住民の能力や状況は様々であり、きめ細かな対応や日本語教師の確保が課題となっています。

会員都市における取組

静岡県掛川市「掛川市日本語教室」

掛川市日本語教室は、年間 3 期、各 10 回を実施しています。受講生を習熟度に応じて 5 クラスに振り分け、能力に応じた効果的な学習ができるように努めています。

また、日本での生活に必要な知識や日本文化の経験も併せて行っております。昨年度は同報無線（屋外スピーカー）の情報を判断すること、防災に関する備えについて学習しました。今年度は、外国人も時には支援者になり得るという考えから、119 番通報の仕方、AED の使い方等を学びました。また、教室の中で受講生が書いた書道の作品を掛川国際交流フェスティバル（11 月 22 日開催）に出展しました。

防災ラジオの使用法を学習（H26）

AED の使用法を学習（H27）

静岡県富士市「富士市国際交流ラウンジ（FILS）における日本語学習」

1 人でも多くの外国人市民に日本語学習の機会を提供すべく、その多様な生活スタイルに沿い、希望に応えることができるよう、個人レッスンやグループレッスンを開講しています。教え手を担う市民ボランティアの登録も随時受け付けており、年に 3 回開催される日本語ボランティア養成講座で人材を育成し、スキルアップを図っています。

このほかにも、就学を控えた児童を対象とした講座や保護者懇談会など、子どもたちや保護者の日本語学習に対する意識に働きかける事業を行っています。

日本語ボランティア入門講座

FILS での日本語個人レッスン

静岡県湖西市「日本語講座開催委託事業」

湖西市では、湖西国際交流協会へ委託し、外国人住民を対象とした通年の日本語教室（ちきゅうっこひろば）・夏休み親子プレスクール・春の親子プレスクールの３講座を開催しています。「ちきゅうっこひろば」は、小中学生を対象とした教室と大人を対象とした教室に分けて開催しており、小中学生には学校での学習のサポートや絵本の読み聞かせを通した日本文化の理解促進も講座の一環として行っています。また、春の親子プレスクールは、就学前外国籍児童と保護者を対象に、親子で日本語や日本の学校生活・ルールについて学ぶことを目的とし、市内小学校に協力をいただき実際に小学校での体験学習も行っています。

ちきゅうっこひろば（小学生）の授業風景

ちきゅうっこひろば（大人）の授業風景

愛知県豊田市「とよた日本語学習支援システム」

豊田市は、平成 20 年度から名古屋大学に委託し、外国人住民が円滑な日常生活を営むための最低限必要な日本語能力の習得を目的とした「とよた日本語学習支援システム」を運営しています。同システムでは、教室の開設や運営の支援、教材・e ラーニング開発、人材の育成・派遣、日本語能力判定等、ニーズに応じた包括的なサービスの提供を行っています。近年では、生活に根差した日本語を学べる外国人の生活導入のための「導入教育カリキュラムの追加」を行い、ビデオ教材やそれを開発・活用した日本語教室の運営ができる人材の育成にも取り組みました。

URL　http://www.toyota-j.com/

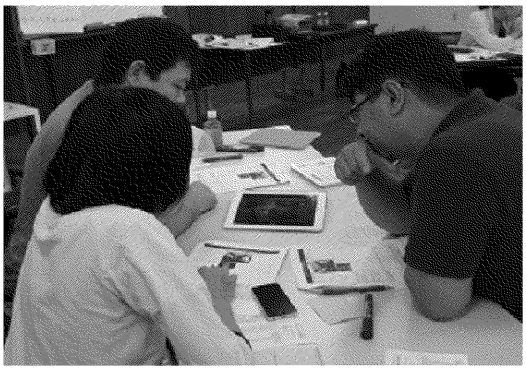

ビデオ教材で生活ルールと日本語を学びます

導入教育カリキュラムを活用する人材の育成

≪外国人住民の安定した就労の促進について≫

外国人集住都市会議会員都市に多数居住する南米系外国人は、日系人やその家族が多く、1990 年の改正入管法施行以後、浜松市などの産業の盛んな地域において急増しました。これらの南米日系人は、製造業等の現場で働き、地域の産業を支えてきました。

雇用形態については、変化の兆しはあるものの、派遣や請負等の間接雇用の割合が未だ高く、外国人は有期雇用契約で雇用されることも多いため、不安定な就労と生活の状況は続いています。

日本での就労状況

	割合%
契約期間に定めのないフルタイムの雇用で働いている	18.3
契約期間が1年以上のフルタイムの雇用で働いている	13.5
契約期間が1カ月以上1年未満のフルタイムで働いている	12.7
パート又はアルバイトとして有期限雇用で働いている	8.3
派遣会社と雇用契約し、派遣先で働いている	10.7
契約期間が1カ月未満の日雇いで働いている	1.2
自営業	3.5
無職	22.5
無回答	9.3
計	100.0

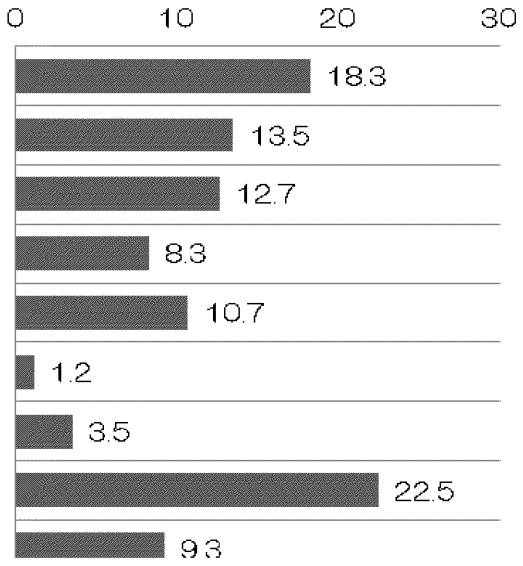

外国人集住都市会議　外国人住民アンケート調査結果（2014 年度）

あなたのお仕事は、次のどれにあたりますか。（雇用形態）

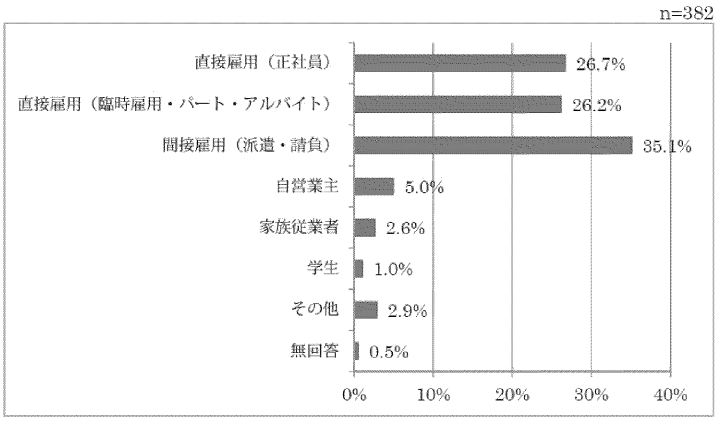

浜松市における外国人市民の意識実態調査（2014 年度）

近年雇用の状況が変わりましたか。
（雇用状況の変化）

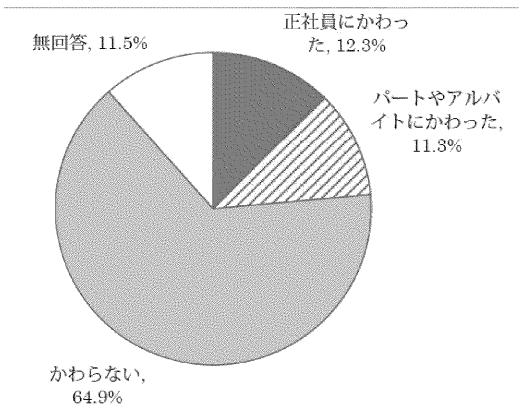

浜松市における外国人市民の意識実態調査（2014 年度）

会員都市の外国人住民の納税や生活保護受給の状況は、住民全体と比較すると、税金の収入率が低く、生活保護受給者の割合が高い傾向にあります。会員都市では、担当窓口への通訳の配置や、ハローワークとの連携による就労支援等を通じ、雇用や生活状況の改善を図っています。

会員都市における取組

群馬県太田市「税・福祉窓口における多言語対応」

太田市では４ヶ国語対応の外国人市民相談窓口を開設しており、月平均 288 件(H27 上半期実績)の相談があります。中でも税や児童保育に関する相談は特に多く寄せられています。例えば小さな子供を抱えた求職中の親からの保育園入園に関する相談が度々ありますが、母国語で相談に乗り、手続に同行することにより、親は安心して子供を保育園に預けられ、結果として就職につながるケースがほとんどです。本市ではこのようにして外国人と日本人が同等のサービスを受けられるように努めており、日々のきめ細かな通訳対応が外国人住民の安定的な就労に寄与しています。

外国人市民相談窓口①（ポルトガル語）

外国人市民相談窓口②（中国語・スペイン語）

愛知県豊橋市「外国人定住者インターンシップ就労支援事業」

外国人定住者を試行的に３ヶ月間有期雇用する市内事業者に対して助成を行うことで、外国人定住者を採用しやすい環境を整え、有期雇用契約終了後の正規化、無期雇用化等を促し、安定就労に繋げることを目的とした事業です。

また、有期雇用終了後、就労に繋がらなかった外国人については、受入れ事業者に評価表を作成してもらうことで、その後の就職活動に生かしています。

市内福祉施設で働く外国人定住者

外国人が多く利用する福祉施設の作業風景

磐田市「外国籍中学生学習支援事業」

本事業は、外国籍中学生の高校進学率が低い現状を受け、子どもの進学を図り、将来の仕事の選択肢を広げることを目的とし、日本語能力不足による学習の遅れや進学に不安がある生徒に対し、学習言語としての日本語指導や進路についての個別指導を行っています。利用者は年々増加しており、平成 26 年度は延べ 1,018 人が利用しました。学習支援を受けた生徒が大学生になり、ボランティアとして「支援をする側」になるといった効果も表れています。また、福祉課では NPO 法人に運営を委託し、生活保護受給世帯等の外国人を含む中学生に学習支援を行っています。

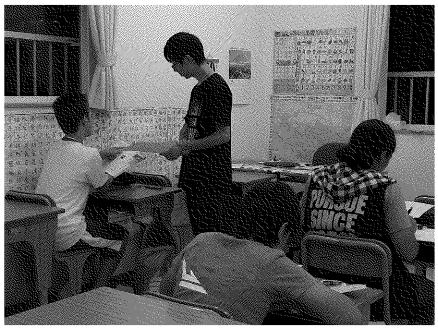

大学生ボランティアによる支援の様子

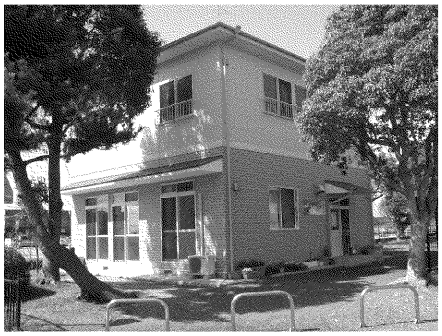

学習支援が行われている多文化交流センター

（参考）外国人集住都市会議　外国人住民アンケート調査（2014 年度）

調査期間　　２０１４年６月３０日～７月２５日
実施地域　　外国人集住都市会議会員都市（２６都市）
対象者　　日本に３か月以上滞在している外国人
調査方法　　無記名の自己記入式アンケート調査
サンプル数　調査協力者　１,０３５人

（参考）浜松市における日本人市民及び外国人市民の意識実態調査

調査期間　　２０１４年８月～９月
調査対象　　①市内に居住する１８歳以上の外国人市民　２，０００人
　　（ブラジル人、フィリピン人、中国人など）
　　②市内に居住する１８歳以上の日本人市民　１，２００人
調査方法　　住民基本台帳から無作為抽出した対象者に調査票を郵送し、同封した返信用封筒にて回収

セッション２

「多様性を地域の力としていくために」

登壇者

【外国人集住都市会議会員都市】
　静岡県袋井市長　原田 英之
　静岡県浜松市長　鈴木 康友

【府省庁関係者】
　総務省自治行政局国際室長　植村 哲
　法務省入国管理局総務課企画室長　根岸 功
　文部科学省初等中等教育局国際教育課長　小林 万里子

【コーディネーター】
　公益財団法人日本国際交流センター　執行理事　毛受 敏浩

【事例発表】
一般社団法人グローバル人財サポート浜松　代表理事　堀 永乃
COLORS（浜松で活動する外国にルーツのある若者グループ）　宮城ユキミ、田中琢問

コーディネータープロフィール

公益財団法人　日本国際交流センター　執行理事

毛受　敏浩（めんじゅ　としひろ）

慶応大学卒業後、兵庫県庁で 10 年間の勤務中、姉妹州の米国エバグリーン州立大学に派遣され修士号を取得。1988 年より日本国際交流センターに勤務し、草の根の国際交流活動等を担当。慶応大学、静岡文芸大学等で非常勤講師を歴任し、現在、総務大臣自治体国際交流表彰選考委員、新宿区多文化共生まちづくり会議会長。著書に『公務員のための外国語活用術』『人口激減－移民は日本に必要である』『異文化体験入門』、編著書に『国際交流・協力活動入門講座 I～IV』　“Asia on the Move”“等がある。

事例発表者プロフィール

一般社団法人グローバル人財サポート浜松　代表理事

堀　永乃（ほり　ひさの）

一般社団法人グローバル人財サポート浜松代表理事。自治体国際化協会地域国際化推進アドバイザー。企業勤務の傍らボランティア活動を経て、平成 15 年より浜松国際交流協会で日本語教育や交流事業等の企画と運営に携わる。リーマンショック後は在住外国人の就労支援に取り組み、2011 年にグローバル人財サポート浜松を立ち上げる。現在、外国人介護人材の育成や技能実習生向けの企業内日本語教育、大学生を対象にした次世代育成を行う。また全国で研修や講演を多数行う。著書「やさしい日本語とイラストでわかる介護のしごと」（日本医療企画、2015 年）

COLORS（浜松で活動する外国にルーツのある若者グループ）

宮城　ユキミ（みやぎ　ゆきみ）

田中　琢問（たなか　たくもん）

Communicate with Others to Learn Other Roots and Stories の略で通称 COLORS（カラーズ）。2013 年、HICE 主催「７８ヶ国の浜松市民が大集合？！未来はみんなでつくる！」というイベントをきっかけに、もっと交流の場の提供や活動を継続したいと考え、2014 年 1 月に発足。2014 年度は、「話し合う集まり」、外国にルーツを持つ若者のためのキャリアプランニングワークショップ、グローバル人材就職セミナー開催。平成 27 年度は、高校生の励みとなるような活動をしたいというメンバーの想いから、浜松市内県立高校の協力を得て出張講座を実施。

外国人集住都市会議会員都市の状況

外国人集住都市会議会員都市では、ブラジル人の減少やアジア系外国人の増加により、多国籍化が進むとともに、外国人住民の多くが永住者や定住者などの在留資格を持ち、日本における滞在年数が 10 年を超えるなど、定住化の傾向にあります。

会員都市における外国人住民の在留資格別割合

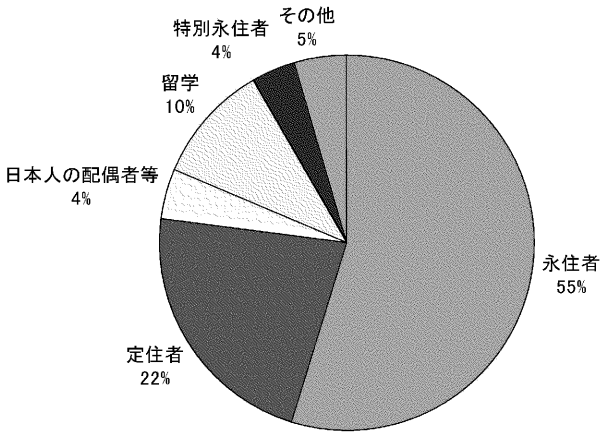

※各都市における上位 3 つの在留資格（人口順）の割合

外国人集住都市会議調べ（2015 年度）

【再掲】「日本での滞在年数」

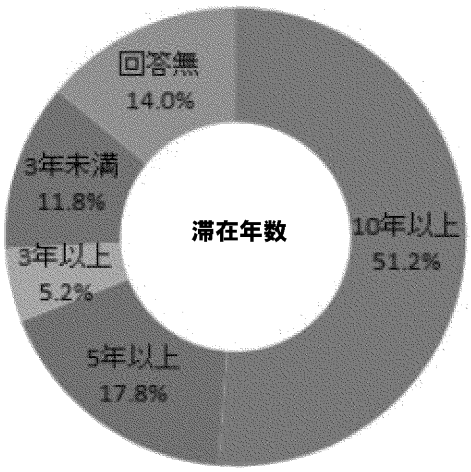

外国人集住都市会議外国人住民アンケート調査（2014 年度）

2001 年（平成 13 年）に外国人集住都市会議が採択した、「地域共生についての浜松宣言」は、多文化共生のまちづくりにおける基本的な考え方について、以下のように述べています。

> 定住化が進む**外国人住民は**、同じ地域で共に生活し、**地域経済を支える大きな力**となっているとともに、**多様な文化の共存がもたらす新しい地域文化やまちづくりの重要なパートナー**であるとの認識に立ち、すべての住民の総意と協力の基に、安全で快適な地域社会を築く地域共生のためのルールやシステムを確立していかなければならない。
>
> 私たち 13 都市は、今後とも連携を密にして、日本人住民と外国人住民が、**互いの文化や価値観に対する理解と尊重**を深めるなかで、健全な都市生活に欠かせない**権利の尊重と義務の遂行**を基本とした真の共生社会の形成を、すべての住民の参加と協働により進めていく。（抜粋）

採択から 15 年が経過した現在、外国人住民の定住化は確実に進行しており、外国人住民が地域の構成員として果たす役割はますます重要になっています。

外国人住民が自身のルーツを生かし、地域の一員として活躍するためには、外国人住民に対する多言語による情報提供、日本語教育、安定した就労に向けた取組、次世代の育成等、外国人集住都市会議がこれまで取り組んできた、外国人住民に係る諸課題の解決に向

けた施策が必要です。

現在、労働力不足や少子高齢化を背景に、建設や介護をはじめとした様々な分野での外国人の受入れが進みつつあります。しかしながら、受入れ後のしくみや制度についての議論は進んでいません。外国人集住都市会議がこれまで主張してきたように、国として、外国人の受け入れの方針を定めることや、外国人住民に係る課題を包括的に推進するための司令塔となる組織や機能が求められます。

会員都市における取組

静岡県袋井市「外国人向けの多文化共生講座」

袋井市では、外国人向けの多文化共生講座として、市の通訳職員が講師となり実施する「FUPPY 教室」の開催や、NPO 法人への委託事業「外国人防災講座」などを実施しています。

「FUPPY 教室」では、通訳者が、簡単な「絵」を使用し、楽しみながら日本語を教える「日本語教室」や、日本やブラジルの家庭料理を教える「料理教室」などを開催し、各国の文化を学ぶとともに、多文化交流を図っています。

「外国人防災講座」では、外国人親子を対象に、市内の津波避難施設や静岡県地震防災防災センターなどの視察や防災研修を行うことにより、外国人の防災ネットワークづくりや地域のリーダーの育成を図っています。

「FUPPY 教室」の様子

「外国人防災講座」の様子

静岡県浜松市「外国につながる次世代の学習支援事業」

浜松市では、平成 23 年度より「外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業」を実施しています。浜松市への転入時等における就学案内、就学状況の継続的な把握、不就学者に対するきめ細かな支援、就学後の定着支援を関係機関との連携により実施し、将来に渡り不就学を生み出さない仕組み「浜松モデル」を推進しています。また、「外国につながる若者の学び直し教室」を開催し、義務教育を受けていない若者や、高校等への進学がかなわなかった若者が学び直すための機会を提供しています。外国につながる次世代の学習支援を通じ、自身のルーツを生かして地域で活躍する人材の育成を図っています。

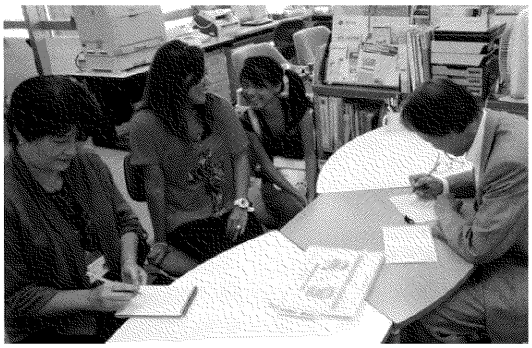

【不就学ゼロ作戦】公立学校入学手続きへの同行支援

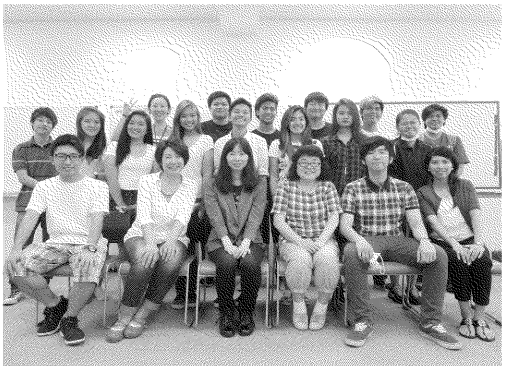

【学び直し教室】若者を対象とした日本語教室

東京都新宿区「新宿区多文化共生まちづくり会議」

国籍に関わらず、住民が課題を共有し、区の政策へ意見を反映する仕組み

区長の諮問に応じて答申するほか、多文化共生のまちづくり推進のために必要な事項について区長に意見を述べる会議です。

◆構成　学識経験者、地域住民、地域活動団体、外国人コミュニティ、教育機関等

◆委員国籍

日本、韓国、中国、アメリカ、ネパール、ミャンマー、フランス、フィリピン、タイ

◆実績　第１期（平成 24 年 9 月から平成 26 年 8 月）

「外国にルーツを持つ子どもの教育環境の向上について」部会

「災害時における外国人支援の仕組みづくりについて」部会

第 2 期（平成 26 年 9 月から現在）「多文化共生実態調査について」

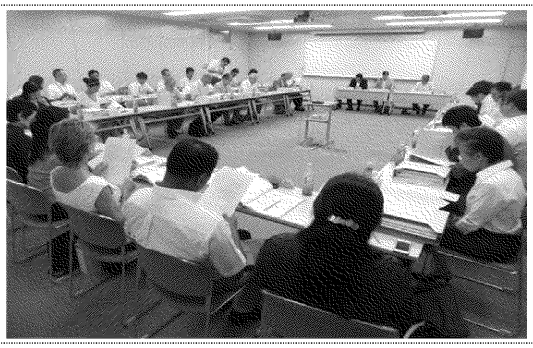

多様な国籍の委員による議論

会長から区長へ答申提出（写真は前区長）

東京都大田区「国際都市おおた大使」

大田区では、区内在住等の外国籍の方を国際都市おおた大使（愛称：来～る大田区大使）として任命し、大田区の魅力を観光・国際交流・文化・産業・教育の各分野から国内外に情報発信しています。平成 27 年度は、17 名の外国籍の方々を大使に任命しました。

大使は本人がお気に入りの区内の飲食店や観光スポットなどの情報を、ＳＮＳや人脈等を活用しながら発信・ＰＲしています。また、大田区等が主催するイベントに参加し、日本人区民との国際交流を図るとともに、イベントの様子や感想等についても情報発信しており、「国際都市おおた」の認知度向上に取り組んでいます。

「国際都市おおた大使」集合写真

松原区長と大田区ＰＲ動画を撮影中

三重県伊賀市「多文化理解サポーター養成講座」

外国の文化を日本人や外国にルーツを持つ子ども達に伝える『多文化理解サポーター』の養成講座を開催しました。講座では、外国人住民と日本人住民がペアを組んで国ごとの文化紹介に使う教材やシナリオを作成し、発表の練習を行いました。今まで接点のなかった住民同士が同じ伊賀市民として対等な立場で関わることで相互理解の大切さを認識しました。これまで社会参画の機会が少なかった外国人住民が多文化理解サポーターとして活動することで、さらなる活躍の幅を広げて地域活動にも参加されることを期待します。

ブラジル文化紹介発表風景

インドネシア文化の教材づくり

関係府省庁資料

内閣府

・　日系定住外国人施策の推進について
・　「日系定住外国人施策の推進について」実施状況　43
・　「定住外国人施策ポータルサイト」について
・　緊急地震速報・津波警報の多言語化について

総務省

・　「グローバルコミュニケーション計画」の推進
・　さらなる多言語化推進の取り組み
・　多言語字幕サービス関係　54
・　市民生活に密接に関わる情報の多言語化について
　～マイナンバー制度の周知における総務省の取組～

法務省

・　第５次出入国管理基本計画（概要）　59
・　具体的な施策の方針

外務省

・　東日本大震災時（H23.3）の在留外国人に関する対応
・　大規模災害時における関係機関の協力体制のイメージ図
・　在留外国人の災害時安否に関する在京外交団への説明会
　概要と評価　61
・　平成 27 年度在京外交団向け防災セミナー
　「ＩＴを活用した在留外国人の災害時安否確認と情報提供」
　概要と評価

文部科学省

・　公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数の推移
・　就学機会を保障し「入りやすい公立学校」を実現するために
・　外国人児童生徒教育の総合的な支援のために　65
・　帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
・　【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

文化庁

・　外国人に対する日本語教育の推進
・　「生活者としての外国人」のための日本語教育事業　69
・　文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議について

厚生労働省

・外国人就労・定着支援研修事業の概要　73

日系定住外国人施策の推進について

平成26年3月　日系定住外国人施策推進会議

日系定住外国人について

○ブラジルやペルーなどの日系人の子孫（2世、3世）は、「定住者」の在留資格等で、日本に在留が認められている。
○昭和63年以降急増、平成20年秋以降の経済危機により、日本語能力の問題などから、再就職が困難となり生活困難に陥る者が増加　　※ ブラジル国籍者数　H20末　約31.3万人　→H25.6　約18.6万人

基本指針、行動計画のとりまとめ（平成22、23年）

平成22年8月　「日系定住外国人施策に関する基本指針」
平成23年3月　「日系定住外国人施策に関する行動計画」
～行動計画は平成25年度まで～
→平成26年3月末までに見直しが必要

基本指針、行動計画の概要

○基本指針において、施策の基本的な考え方とともに、①日本語教育、②子どもの教育、③雇用、④社会の中で困ったときのために、⑤お互いの文化の尊重、の5分野について施策の方向性を示す
○行動計画において、5分野について、計57施策を提示

「日系定住外国人施策の推進について」の概要【26年度から3年度間】←基本指針と行動計画を一本化

1　日系定住外国人に関する情勢の変化

○ブラジル人を中心に減少傾向にある一方、永住者資格を有する者の割合は上昇
○東日本大震災後、災害発生時には、日系定住外国人も含め、地域住民自らが行う対応が重要であるとの認識が広まる

2　日系定住外国人に関する課題

○日本語能力の不十分さや子供の教育等の従来の課題に加え、永住化傾向の高まりを背景に　①求められる日本語能力の多様化、②高齢者の増加、③災害発生時等についての対応が新たな課題

3　施策の基本的な考え方

○日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け止め、社会から排除されないようにする
○永住化傾向が高まる中で、日系定住外国人を、単なる支援が必要な者から、地域社会を構成する一員として捉えることとし、特に災害発生時など、日系定住外国人が支援に回れるようなあり方も考える必要がある

4　分野ごとの具体的施策　計59施策　（青は、今回の計画改訂で新規に盛り込まれた事項）

①　日本語で生活できるために

・自治体等による「生活者としての外国人」に対する日本語教育等を支援
・日本語教育教材等の情報を検索し、利用できるシステムの運用

②　子供を大切に育てていくために

・外国人児童生徒に対する「特別の教育課程」による日本語指導の実施
・日本語指導を行う教員についての加配定数措置の引き続きの実施

③　安定して働くために

・日本語コミュニケーション能力の向上等を行う「日系人就労準備研修」の実施
・ハローワークにおける通訳の設置等、多言語での就職相談の実施

④　安全・安心に暮らしていくために

・平時及び災害時における必要な情報提供の実施や、災害時等に備え、多くの日系定住外国人が理解可能な「やさしい日本語」の活用の推進
・医療通訳等が配置されたモデル拠点（病院）の整備

⑤　地域社会の一員となるために

・自治会などを活用した取組や、日系定住外国人のリーダー育成等を支援
・地域社会の一員となるための課題と考えられる事項について、自治体と共同した定期的な日系定住外国人に関する調査の実施

⑥　お互いの文化を尊重するために

・地方自治体における自主的な多文化共生の取組の促進

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
(1)日本語で生活できるために必要な施策	
① 日本語教育の総合的な推進体制の整備等	
ア　日本語教育関係機関・団体及び関係省庁が参集した日本語教育推進会議を開催し、引き続き日本語教育全般に係る情報交換を行う。（文部科学省）	・関係機関・団体や関係府省からなる日本語教育推進会議を実施している。第1回を平成24年１月23日に実施し、本年度は平成27年９月16日に第６回を開催し、日本語教育全般に係る取組の現状を把握するための情報交換を行っている。【文部科学省】
イ　我が国に居住する外国人にとって、日本語能力等が十分でないこと等から、外国人が安心・安全に生活できないという問題を解決し、外国人が円滑に日本社会の一員として生活を送ることができるよう、引き続き、「「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」を実施し、日本語教育の実施、人材養成、教材作成、体制整備及びコーディネーターに対する研修を行う。（文部科学省）	・外国人の円滑な社会生活の促進を図るため、平成19年度から「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」を実施している。自治体やＮＰＯ等に対して、「標準的なカリキュラム案」等を活用した、日本語教育の実施、人材の養成及び教材の作成を支援するとともに、地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組など、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を支援している。（平成27年度採択件数：５６件） 　また、各地における日本語教育の中核的な人材となる地域日本語教育コーディネーターの研修を実施している。【文部科学省】
ウ　日本語教育に関する体制整備を行うため、自治体等の担当者を対象とした研修や意見交換を実施する。（文部科学省）	・都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修において、都道府県及び市区町村等の日本語教育担当者を対象に、地域における日本語教育施策の企画立案能力の向上を図ると共に、国、地方公共団体及び地方公共団体が設置した国際交流協会等の取組についての情報交換を行っている。【文部科学省】
エ　政府内外の日本語教育関係機関等が持つ日本語教育に関する各種コンテンツについて、インターネットを通じて横断的に利用できるシステムである「ＮＥＷＳ」（日本語教育コンテンツ共有システム）を運用するとともにコンテンツの充実を図る。（文部科学省）	・平成23年度には文化審議会国語分科会において取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案のデータベース化を行い、現在、インターネットを通じて提供している。 　また、日本語教育に関する各種コンテンツをインターネットを通じて検索・利用できるシステムを、日本語教育コンテンツ共有システム「ＮＥＷＳ」として平成２５年度から公開している。【文部科学省】
オ　「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法を取りまとめたカリキュラム案等の５点セットについて、日本語教育機関・団体に対して周知・広報し、活用の促進を図るとともに、必要な改善について検討する。（文部科学省）	・文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法を取りまとめたカリキュラム案等の5点セットを完成させた。また、その内容を分かりやすく解説したハンドブックを作成し、日本語教育機関・団体に周知・広報を行い、活用の促進を図っている。【文部科学省】
カ　文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において、日本語教育におけるボランティア及び関係機関間の連携協力の在り方等、日本語教育の推進に必要な事項について検討を行う。（文部科学省）	・文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において、日本語教育におけるボランティア及び関係機関間の連携協力の在り方等、日本語教育の推進に必要な事項について検討を行っている。【文部科学省】

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
② 各種手続の機会を捉えた日本語習得の促進	
ア　日本語学習の必要性、日本語学習や日常生活に関する情報、入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、文化庁ホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。（文部科学省）	・日本語学習の必要性、日本語学習や入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、希望に応じ、配布を行っているほか、文化庁ホームページで公開している。【文部科学省】
イ　平成２１年度に開催した「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」において、入国前の外国人に対する情報提供のコンテンツ（日本語学習、医療・保険、教育など）について多言語で作成した成果物を、外務省及び在外公館のホームページに引き続き掲載するとともに、在外公館の領事窓口に配備しており、今後も引き続き情報提供に努める。（外務省）	・日本で生活を開始する上で最低限必要な情報をとりまとめた「日本で生活を始めることを予定している皆様へ」（生活ガイド）及び「日本での生活手引き」（リーフレット）を外務省ホームページに引き続き掲載するとともに、在外公館の領事窓口に配備しており、今後も引き続き情報提供に努める。【外務省】
ウ　①や②イの施策の進捗状況を踏まえつつ、各種手続の機会を捉え、日本語習得状況について確認し、必要に応じ日本語教育を受けることを促すなど、日本語習得の促進を図るための方策について引き続き検討する。（内閣府、各省庁）	・定住外国人施策ポータルサイトにおいて、「日本語学習の必要性」を掲載したほか、各自治体における取組事例をまとめて紹介することを通して日本語習得の促進を図る取組を各省庁と連携して進めている。【内閣府、各省庁】
（２）子供を大切に育てていくために必要な施策	
① 子供の教育に対する支援	
ア　外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、各自治体による、公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組に対して支援を行う「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」（補助事業）を実施する。（文部科学省）	・平成27年度においては、５３地域（９府県（２７県市）、１２指定都市、１４中核市）で実施。
イ　外国人児童生徒に対して日本語指導を行う教員についての加配定数を引き続き措置するとともに、その配置の改善について検討を行う。（文部科学省）	・平成27年度は、帰国・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路まで一貫した支援体制の構築を図るため、各自治体が行う地域人材との連携による、公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組等を支援する「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」及び不就学となっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助する「定住外国人の子供の就学促進事業」を実施（平成28年度概算要求額：290百万円）。 ・平成28年度概算要求においては、外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実を図るため、50人の定数改善を要求。【文部科学省】
ウ　日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の円滑な導入・実施を図るため、状況調査や実践事例の把握、情報提供に努める。（文部科学省）	・外国人児童生徒の日本語能力等に配慮した指導をするための教育課程を編成できるようにする検討のため、「日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議」（平成24年４月11日初等中等教育局長決定）を設置。平成25年５月31日に「審議のまとめ」を公表。これを踏まえて、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施について、学校教育法施行規則の一部を改正し、平成26年１月14日に公布、４月１日より施行。【文部科学省】

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
エ　外国人児童生徒等の教育に関わる教員や管理職及び指導主事等を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を引き続き実施する。（文部科学省）	・日本語指導者等に対する研修については、独立行政法人教員研修センターにおいて、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長、副校長、教頭の管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。（平成27年度については6月9日～6月12日に実施。）【文部科学省】
オ　高等学校への進学を希望する生徒の受入れについての環境整備を支援するため、受入体制が整備されている高等学校の事例の把握やその情報提供に努める。（文部科学省）	・平成27年度の帰国・外国人児童生徒教育担当指導主事連絡協議会において、高等学校への受入れ及び高等学校の取組の事例発表とともに、テーマ別グループ協議を実施。引き続き高等学校及び都道府県の取組を把握し、情報提供に努める。【文部科学省】
カ　外国人の子供等が中学校卒業程度認定試験を受験しやすくなるように、全ての漢字に振り仮名を振った問題冊子による受験を可能とし、日本語能力試験Ｎ２以上の合格者について国語の科目免除を認める等の措置を引き続き講じる。（文部科学省）	・中学校卒業程度認定試験については、平成22年７月から専門家による会議を開催し、振り仮名付きの問題冊子の使用や科目の免除についての措置を決定。それを受け、平成23年８月に省令改正し、同年11月の試験から対応。【文部科学省】
キ　日系定住外国人の子供が教育を受ける機会を確保するため、在留期間更新等の際に、文部科学省において作成している就学に関するリーフレットを配布すること等によりその就学を促進する。（法務省、文部科学省）	・平成27年度は、帰国・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路まで一貫した支援体制の構築を図るため、各自治体が行う地域人材との連携による、公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組等を支援する「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」及び不就学となっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助する「定住外国人の子供の就学促進事業」を実施（平成28年度概算要求額：290百万円）。《再掲》【文部科学省】 ・日系定住外国人の子どもたちが教育を受ける機会を確保するため、在留期間更新許可等の処分時に満６歳から満15歳の学齢にあるものに対し、文部科学省が作成している就学に関するリーフレットを平成23年３月から配布している。【法務省】
ク　定住外国人の子供の公立学校等への円滑な就学を支援するため、「定住外国人の子供の就学支援事業」（虹の架け橋教室）について、平成２６年度も引き続き実施する。また、教育委員会や自治体と連携した地域の体制整備や、子供の国籍の多様化、外国人集住地域以外の地域における対応等の課題への適切な対応を図る観点から、本事業の最終年度に当たり、平成２７年度以降の支援の在り方について検討を行う。（文部科学省）	・国際移住機関（ＩＯＭ）に３７億円を拠出し、「定住外国人の子どもの就学支援事業」を平成21年度から平成26年度まで実施。平成26年度においては、２２教室において事業を実施し、平成26年度までに約4,300人が公立学校等へ就学した。また、平成27年度より、不就学となっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体への補助する「定住外国人の子供の就学促進事業」を実施（平成28年度概算要求額予算：290百万円の内数）《再掲》。【文部科学省】
② ブラジル人学校等の各種学校・準学校法人化の促進等の支援、ブラジル本国政府などへの要請等	
ア　平成２１年度に作成した「準学校法人設立・各種学校認可の手続きのマニュアル」（日本語版とポルトガル語版）の周知を引き続き図るとともに、外国人学校の各種学校設置認可等を促進するため、都道府県に対し、地域の実情に応じ、当該認可等の弾力的な取扱いについて引き続き促す。（文部科学省）	・平成21年度の外国人教育に関する委託調査研究で作成した準学校法人設立・各種学校認可の手続きのマニュアル（日本語版とポルトガル語版）を引き続き周知しており、平成23年度の調査においても、ブラジル人学校等に各種学校化への意向について確認を行った。

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
	また、外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立の認可等に関する調査委員会を平成23年９月に設置し、各種学校の設置認可・準学校法人の設立認可等に関する実態と課題等に係る調査を実施し、平成24年３月29日に「外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立認可の促進について（依頼）」を発出した。さらに、「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」（平成25年６月14日閣議決定）において、立地競争力の更なる強化のため優先的に取り組むべき規制・制度改革項目等の例として、「いわゆるインターナショナルスクールについて、外国人が就労するに当たって重要視する要素の一つである子どもの教育環境の充実の観点から、校地・校舎の所有要件の緩和など、国内での設置を困難にしているルールの見直しを強力に推進する。」旨が明記されたことを受け、平成25年11月８日に「「日本再興戦略」を踏まえた外国人学校に係る各種学校設置・準学校法人設立の促進について(依頼)」を発出した。さらに、「外国企業の日本への誘致に向けた５つの約束」（平成27年3月対日直接投資推進会議決定）等を踏まえ、平成27年７月、各都道府県に対し、インターナショナルスクール等外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立の認可等基準の弾力化を要請する通知を発出した。【文部科学省】
イ　日伯領事当局間協議や、ブラジル教育省との会議等が開催される機会を捉え、日本に在住するブラジル人の子供への支援（教科書の無料送付等）をブラジル政府に要請する。	・平成23年10月17日に第５回日ブラジル領事当局間協議をブラジリアにおいて開催し、ブラジル政府による在日ブラジル人学校に対する教科書の無償配布など、ブラジル政府が積極的に在外自国民を支援するよう改めて要請した。【外務省・文部科学省】 ・平成24年10月17日に第６回日伯教育協議を日本において開催し、ブラジル教育省との間で、日本に定住する日系ブラジル人の子どもの教育の現状と課題等について、ブラジル国内の教育事情と合わせて、情報交換及び意見交換を行った。【文部科学省】
（３）安心して働くために必要な施策	
① 仕事に必要な日本語の習得などを図る職業教育、職業訓練等	
ア　外国人求職者のニーズに対応し、日系定住外国人が集住する地域において、安定就労への意欲及びその必要性の高い日系定住外国人求職者を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令、雇用慣行、労働・社会保障制度等に関する知識の習得を図る日系人就労準備研修を引き続き実施する。（厚生労働省）	・平成21年度より、多数の日系人が求職活動を行っている地域において、安定就労への意欲及び必要性の高い日系人求職者を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、労働法令、雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした就労準備研修を、財団法人日本国際協力センターへの業務委託により実施している。（実績：平成21年度受講者数6,298人（全国63地域346コース）、平成22年度受講者数6,288人（全国97地域459コース）、平成23年度受講者数4,231人（全国75地域290コース）、平成24年度受講者数3,576人（全国72地域227コース）、平成25年度受講者数3,155人（全国71地域211コース）、平成26年度受講者数3,188人（全国74地域212コース））。

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
	平成27年度は対象者を定住外国人全般に拡充した外国人就労・定着支援研修を実施（平成27年度計画数：全国80地域250コース） ・平成20年度より、定住外国人の日本語能力等に配慮した職業訓練を実施している。（平成27年度実施地域：茨城県、神奈川県、静岡県、愛知県、滋賀県、兵庫県の６県）《再掲》【厚生労働省】
イ　日系定住外国人が集住する地域において、訓練等の受講に当たって一定の日本語能力を有する日系定住外国人求職者を対象に、その日本語能力等に配慮した職業訓練を、地域のニーズ等を踏まえつつ引き続き実施する。（厚生労働省）	・平成24年９月に「関係機関の連携による定住外国人に対する就労支援及び職業訓練の強化について」を発出し、日本語能力が不足している等定住外国人の特性に配慮した職業訓練の機会の提供や、職業相談から訓練、職業紹介、定着支援までの一貫した就労支援の取組を推進することについて、関係機関に取組の依頼を行った。 ・平成25年度より、外国人の特性に配慮した職業訓練機会の提供や、職業相談から訓練、職業紹介、定着支援までの一貫した就労支援の取組を進め安定就労につなげるために、労働局・ハローワークに就職支援コーディネーターを設置。関係機関との連携強化のため連絡会議を開催。（平成27年度実施予定地域：群馬、埼玉、千葉、神奈川、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀の10県） ・平成20年度より、都道府県に定住外国人職業訓練コーディネーターを配置し、委託訓練先の開拓、ハローワークとの連携調整、受講生への訓練情報の提供等の業務を実施している。（平成27年度実施地域：茨城県、静岡県、滋賀県の３県）【厚生労働省】
② 多言語での就職相談	
ア　日系定住外国人が集住する地域を管轄するハローワークにおける通訳・相談員の配置、市町村とも連携したワンストップサービスコーナーの運営及び日系定住外国人専門の相談・援助センターの運営による、多言語での就職相談を引き続き実施する。（厚生労働省）	・集住地域のハローワークを中心として、以下の対策を講じている。 ◇スペイン語・ポルトガル語の通訳を配置したハローワークを１１６か所（平成27年４月現在）設置。 ◇地元市町村と連携した母国語によるワンストップ相談窓口を４か所（平成27年４月現在）設置。 ◇ハローワークにおける定住外国人専門の相談・援助センターを、２か所（浜松、豊橋）（平成27年４月現在）設置。《再掲》【厚生労働省】
③ 事業主に対する指導・相談援助、産業界との意見交換等	
ア　雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出等に基づいて、ハローワークの職員等が事業所を訪問する等により、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づく雇用管理改善指導を行うとともに、より専門的な相談援助が必要と認められる事業所へは、外国人雇用管理アドバイザーによる相談援助を引き続き行う。（厚生労働省）	・外国人労働者の雇用状況を的確に把握し、雇用管理改善を図るため、第１６６回国会において、雇用対策法が改正され、外国人を雇用する事業主に対し、雇入れと離職の際における外国人雇用状況の届出が義務付けられた（平成19年10月１日から施行）。 ・改正雇用対策法の規定に基づき、外国人の適正就労、雇用管理改善が図られるよう、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を告示（平成19年10月１日から適用）し、これに基づき積極的な事業主指導を行っている。【厚生労働省】

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
	・平成19年10月１日に改正雇用対策法が施行され、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知、関係行政機関の連携等を通じた、事業主に対する外国人労働者の雇用管理の改善等に関する指導を強化した。また、各労働局において外国人雇用管理セミナーの開催や外国人雇用管理アドバイザーの個別指導による事業主に対する相談援助を実施している。 ・日系人が集住する地域において、事業所に対する訪問指導を行う人員を配置して、外国人労働者に対する雇用管理改善の指導を実施している。【厚生労働省】
イ　日系定住外国人を含む外国人労働者に関する諸問題について、関係省庁の協力を得ながら、産業界との意見交換や適切な指導を実施する。（経済産業省）	・平成27年６月に日系定住外国人を含む外国人労働者に関する諸問題について、関係省庁の協力を得て、関係団体に対する普及・啓発を実施した。【経済産業省】
ウ　企業や経済団体などが日系定住外国人支援に果たすことのできる役割について、先進事例を紹介するなど、関係省庁における実務者等の会合を通じ、どのような方策が可能かについて引き続き検討する。（内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）	・平成24年2月に関係省庁の協力の下で、外国人を雇用する企業関係者等の意識啓発に資するセミナーを開催した。【内閣府】
④ 就労の適正化のための取組	
ア　雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出等に基づいて、ハローワークの職員等が事業所を訪問する等により、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づく雇用管理改善指導を行うとともに、より専門的な相談援助が必要と認められる事業所へは、外国人雇用管理アドバイザーによる相談援助を引き続き行う。（厚生労働省）	・外国人労働者の雇用状況を的確に把握し、雇用管理改善を図るため、第１６６回国会において、雇用対策法が改正され、外国人を雇用する事業主に対し、雇入れと離職の際における外国人雇用状況の届出が義務付けられた（平成19年10月１日から施行）。 ・改正雇用対策法の規定に基づき、外国人の適正就労、雇用管理改善が図られるよう、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を告示（平成19年10月１日から適用）し、これに基づき積極的な事業主指導を行っている。≪再掲≫【厚生労働省】
	・平成19年10月１日に改正雇用対策法が施行され、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知、関係行政機関の連携等を通じた、事業主に対する外国人労働者の雇用管理の改善等に関する指導を強化した。また、各労働局において外国人雇用管理セミナーの開催や外国人雇用管理アドバイザーの個別指導による事業主に対する相談援助を実施している。 ・日系人が集住する地域において、事業所に対する訪問指導を行う人員を配置して、外国人労働者に対する雇用管理改善の指導を実施している。≪再掲≫【厚生労働省】

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
（４）安全・安心に暮らしていくために必要な施策	
① 防災・減災のための対策	
ア　消防庁ホームページの外国人向け災害対応に関する普及啓発ホームページ等各種広報媒体により引き続き周知を行う。（総務省）	・日本中どこでも発生しうる、風水害、地震に関して外国人向けに分かりやすく説明した消防庁ホームページ上のコンテンツ「e-カレッジ（英語）」の一部について、平成23年度に多言語化（ポルトガル語、中国語、韓国語）を図った。【総務省】 ・定住外国人施策ポータルサイトにおいて、現在東日本大震災に関する情報（リンク集）及び外国語による電話相談一覧を、日・英・葡・西語版として掲載した。《再掲》【内閣府】 ・８月に外国人集住都市会議との共催で、「多文化共生社会における防災のあり方～情報弱者にならないために～」をテーマとした公開セミナーを実施した。【内閣府】
イ　地方自治体に対し、災害時のより円滑な外国人住民対応に向けて、日系定住外国人向けの防災対策の推進に関する必要な助言及び対策事例についての情報提供を引き続き行う。（総務省）	・平成18年度に「多文化共生の推進に関する研究会」を開催し、さらにその下に、「防災ネットワークのあり方」について分科会を開催して検討を行い、平成19年３月に先進的な取組事例などを取りまとめた報告書を作成、公表した。平成21年度は地方自治体の担当課長はじめ有識者による「多文化共生の推進に関する意見交換会」を開催し、先駆的な事例の整理を行った。また、平成24年２月より外国人住民を含めた災害時の多言語情報提供等の対応について検討する「多文化共生の推進に関する研究会」を開催し、同年12月に報告書をとりまとめ地方自治体等へ周知を行った。 ・平成22年度に外国人に対する避難支援に関する事例等を掲載した「災害時要援護者の避難対策事例集」（平成22年３月策定）を配布して地方自治体に対して情報提供した。 ・例年、出水期前に発出している防災課長通知「風水害対策の強化について」の中で、地方自治体に対して、風水害の危険性など防災知識の普及啓発の実施に当たっては、外国人にも配慮した内容になるように要請した。【総務省】
ウ　大規模災害発生時に、外国人が必要とする情報提供を行うことができるよう、引き続き、災害時情報共有用のFacebookの充実を図る。（外務省）	・大規模災害発生時に限らず，平時より，大規模災害関連情報を日本語・英語で投稿し，災害時情報共有用Facebookの充実に努めている。【外務省】
エ　自治体等に対して、「やさしい日本語」を活用した災害発生時の情報提供方法について習得するためのコンテンツの整備等を行う。（内閣府）	・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、やさしい日本語を活用した情報提供に関する施策や取組みの状況についての情報収集を実施した。今後、収集した情報を踏まえ、施策や取組み事例をまとめ、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により、自治体等への周知・共有を図る。【内閣府】
オ　自治体に対し、地域防災計画において位置付けるなど、「やさしい日本語」の積極的な活用を推奨する。（内閣府）	・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、やさしい日本語を活用した情報提供に関する施策や取組みの状況についての情報収集を実施している。今後、収集した情報を踏まえ、施策や取組み事例をまとめ、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により、自治体等への周知・共有を図る。≪再掲≫【内閣府】 ・平成27年に気象庁等と連携し作成・公表を行った「緊急地震速報の多言語辞書」における「やさしい日本語」表現について、自治体への積極的な活用を推奨している。【内閣府】

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
カ　災害関連制度・施策の多言語化を積極的に図る。（内閣府）	・定住外国人施策ポータルサイトにおいて、各省庁の防災情報等、国の統一的な制度等に関する多言語による情報提供を随時実施している。【内閣府】 ・緊急地震速報の多言語化への取組みとして、気象庁等と連携し、配信事業者等に対する「緊急地震速報の多言語辞書」の作成を行った。多言語辞書においては、スペイン語・ポルトガル語等の表現のほか、「やさしい日本語」の取組を進める自治体・有識者等の協力を得ながら、「やさしい日本語」表現の作成を行った。平成27年３月末に公表を行い、現在、気象庁等と連携し、配信事業者等への周知・利用促進に取り組んでいる。【内閣府】 ・現在、津波情報の多言語化への取組として、気象庁等と連携し、配信事業者等に対する多言語辞書の作成を進めている。多言語辞書においては、スペイン語・ポルトガル語等の表現のほか、自治体・有識者等の協力を得ながら、「やさしい日本語」表現の作成を進めている。今後、10月中に公表予定。【内閣府】
キ　過去の災害等における外国人対応について、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により共有を図る。（内閣府）	・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、過去の災害時に有効であった施策や取組み事例についての情報収集を実施した。今後、収集した情報を踏まえ、施策や取組み事例をまとめ、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により、自治体等への周知・共有を図る。【内閣府】
ク　日系定住外国人が支援側として参画する防災訓練の取組など、先進事例の紹介を通して、日系定住外国人も災害時に支援に回ることの重要性の周知を図る。（内閣府）	・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、災害時や防災、減災のための日系定住外国人住民を対象とした施策や取組みの状況についての情報収集を実施した。今後、収集した情報を踏まえ、施策や取組み事例をまとめ、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により、自治体等への周知・共有を図る。【内閣府】
② 防犯対策	
ア　各都道府県警察において、日系定住外国人に対して、犯罪被害者となることを防止すること等を目的とした防犯教室、非行防止教室を開催し、その際に防犯相談ハンドブック等を配布するなど、関係機関等と連携しつつ、防犯対策等の充実を引き続き図る。（警察庁） イ　日系定住外国人を中心に結成され、通学路における子供の保護・誘導等の活動を行っている自主防犯団体に対し、活動のための物品の無償貸付を行うとともに、各都道府県警察において、同団体等に対する地域安全情報の提供、合同パトロールの実施等の支援を引き続き行う。（警察庁）	・各都道府県警察において、外国人が犯罪被害者となることや外国人集住コミュニティが犯罪組織等に悪用されることを防止するため、防犯等に関する多言語版資料の配布や関係機関と連携しつつ、防犯教室及び非行防止教室を開催するなど、防犯対策の充実を図っている。加えて日系定住外国人を中心に結成された自主防犯団体に対する防犯パトロール用品の無償貸与等活動支援を実施している。また、在日日系ブラジル人を交通安全教育指導員に委嘱し、ポルトガル語での交通安全教育を行うなど、外国人に対して、交通ルールに関する知識の普及を目的とした交通安全教室を推進したほか、中国語・ポルトガル語による日本の交通ルール周知に向けた交通安全教育用映像資料を作成して警察庁ホームページに掲出するとともに、各種言語に対応した外国人向けの教材の充実を図るなど、効果的な交通安全教育等を実施している。【警察庁】

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
③ 交通安全対策	
ア　各都道府県警察において、引き続き、日系定住外国人に対して、交通ルールに関する知識の普及を目的とした交通安全教室を開催するとともに、各種言語に対応した外国人向けの教材の充実を図る。（警察庁）	・各都道府県警察において、外国人が犯罪被害者となることや外国人集住コミュニティが犯罪組織等に悪用されることを防止するため、防犯等に関する多言語版資料の配布や関係機関と連携しつつ、防犯教室及び非行防止教室を開催するなど、防犯対策の充実を図っている。加えて日系定住外国人を中心に結成された自主防犯団体に対する防犯パトロール用品の無償貸与等活動支援を実施している。また、在日日系ブラジル人を交通安全教育指導員に委嘱し、ポルトガル語での交通安全教育を行うなど、外国人に対して、交通ルールに関する知識の普及を目的とした交通安全教室を推進したほか、中国語・ポルトガル語による日本の交通ルール周知に向けた交通安全教育用映像資料を作成して警察庁ホームページに掲出するとともに、各種言語に対応した外国人向けの教材の充実を図るなど、効果的な交通安全教育等を実施している。≪再掲≫【警察庁】
④ 公的賃貸住宅の活用、民間賃貸住宅への入居支援	
ア　公営住宅等に関し、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入居を認めるよう、引き続き取組を推進する。（国土交通省）	・公営住宅における外国人の入居戸数 31,710戸　（平成25年度末現在） ・公営住宅等における離職退去者の居住安定確保に向けた対策の進捗状況 入居決定戸数　3,966戸 うち外国人入居は1,201戸 （累計値：平成27年6月30日現在） 【国土交通省】
イ　離職退去者の居住安定確保に向け、若年単身者等本来の入居対象者以外の者に利用させる場合の手続きの簡素化を通じ、地方自治体が供給する公営住宅等の空き家の活用を引き続き図る。（国土交通省）	
ウ　外国人を対象とした民間賃貸住宅への入居円滑化に関するガイドラインや部屋探しに関するガイドブックについて、国土交通省ホームページでの公表等を通じ、一層の普及促進を図る。（国土交通省）	・国土交通省のホームページでの公表等を通じ、普及促進を実施しているところ。【国土交通省】
エ　地方自治体や関係事業者、居住支援団体等が組織する居住支援協議会の活動に対する支援や家賃債務保証の実施により、外国人世帯の民間賃貸住宅への入居を円滑化し、居住の安定を確保する。（国土交通省）	・現在、50協議会が設立済（H27.9.4時点）（北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県鶴岡市、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、東京都江東区、東京都豊島区、板橋区、神奈川県、新潟県、富山県、岐阜県、岐阜市、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市、佐賀県、長崎県、熊本県、熊本市、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県） ・外国人を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する居住支援協議会の活動費用に対して、国は財政上の支援を行っているところ。（平成27年度予算）《再掲》 ・外国人世帯の入居を受け入れる賃貸住宅における滞納家賃の債務保証を国が造成した基金により支援している。 平成26年度引受件数：10件（過去累計件数：46件）（平成27年3月末）《再掲》【国土交通省】

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
⑤ 社会保険、国民健康保険の加入促進等	
ア　外国人を雇用する事業所に対する社会保険への加入促進のための指導を引き続き行うとともに、外国人の在留資格の変更、在留期間更新等の際に社会保険制度未加入が判明した外国人について、社会保険制度への加入が円滑に進むよう、社会保険制度の加入を促すリーフレットを法務省の地方入国管理官署で引き続き配布し、社会保険の適用を促進する。（厚生労働省）	・平成27年度においても、引き続き、健康保険及び厚生年金への加入促進のための事業所指導を行うことと ・平成27年度における事業主指導については、年金事務所ごとの適用促進への取組目標を設定するとともに、これを実現するための具体的な計画等を策定し、呼出や訪問等による重点的な加入指導、立入検査及び認定（職権）適用の取組を徹底しているところである。【厚生労働省】 ・平成27年度においても、公共職業安定所の求人受理において、社会保険未加入の疑いがあることを把握した場合、引き続き年金事務所に指導を要請することにより連携を図り、年金事務所において加入促進を実施しているところである。 ・また、適用調査対象事業所の適用促進及び適用事業所における加入漏れの早期解消に向けた指導の強化を図るとともに、都道府県労働局において、労働者派遣事業の許可・届出及び許可の有効期間更新並びに指導監督時に、社会保険未加入の疑いがあることを把握した場合は、日本年金機構と連携して、派遣労働者の適正な加入に向けた指導を実施しているところである。【厚生労働省】
⑥ 外国人患者受入環境の整備	
ア　国内医療機関において、外国人患者を受け入れる上で支障となる問題として、外国人患者と医療機関スタッフとの間の言語に関連するコミュニケーションの難しさがある。この問題に対応し、外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、医療通訳等が配置されたモデル拠点（病院）の整備を図る。（厚生労働省）	・「医療通訳に関する資料一式」及び「外国人向け多言語説明資料一式」を厚生労働省ホームページに掲載（平成26年9月）。 ・「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」の公募を実施し、拠点病院（19病院）を選定（平成27年8月）。 【厚生労働省】
⑦ 外国人住民に係る住民基本台帳制度の円滑な運用	
ア　平成２４年７月に施行された外国人住民に係る住民基本台帳制度について、引き続き自治体と協力しながら円滑に運用するとともに、社会保障・税番号制度の着実な施行に努める。（総務省）	・「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」（平成17年７月１９日関係省庁申合せ）において、外国人の在留に関する情報を正確に把握し、総合的に管理する仕組みについて検討を重ね、平成19年７月３日、「外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討結果」を犯罪対策閣僚会議へ報告した。【内閣官房】 ・平成24年７月９日に施行された「住民基本台帳法の一部を改正する法律」により、適法に在留する外国人（在留カード交付対象者、特別永住者等）であって住所を有する者を住民基本台帳法の適用対象に加えた。【総務省】 ・平成27年10月５日をもってマイナンバー制度が施行され、中長期在留者、特別永住者等で住民票がある外国人住民も制度の適用対象となっている。【総務省】 ・マイナンバーの通知に先立ち、地方公共団体に対して通知を発出し、マイナンバーの重要性・保管の必要性や国の多言語対応等について、外国人住民に対し事前に十分な周知を行うよう依頼するとともに、平易な日本語及び５ヶ国語による周知内容（例）を提供した。【総務省】

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
	・法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留情報の把握や在留管理の在り方について検討を重ね、平成20年３月に同懇談会から、法務大臣に対し、当該検討結果についてとりまとめた「新たな在留管理制度に関する提言」がされた。この提言を踏まえ、平成21年の通常国会（第171回国会）において、在留カードの交付など新しい在留管理制度の導入等を行う「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号）が可決・成立し、同年７月15日に公布され平成24年７月９日に施行された。これにより、外国人登録法が廃止され、法務大臣が、適法な在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人の公正な在留管理に必要な情報を継続的に把握できるようになった。 　この制度により、法務大臣が把握する情報のうち地方公共団体と共有すべきものについて、法務省と市町村の間で専用端末を介した情報連携を図っており、市町村による外国人住民への行政サービス提供に寄与している。【法務省】 ・外国人労働者の雇用状況を的確に把握し、雇用管理改善を図るため、第166回国会において、雇用対策法が改正され、外国人を雇用する事業主に対し、雇入れと離職の際における外国人雇用状況の届出が義務付けられた（平成19年10月１日から施行）。≪再掲≫【厚生労働省】
（５）地域社会の一員となるために必要な施策	
① 相談できる体制の整備、リーダーとなる人材やＮＰＯの育成の促進等	
ア　自治体と協力しながら、地域社会の一員となるための課題と考えられる事項について、日系定住外国人の今後の居住意向を確認するための調査等、定期的に日系定住外国人に関する調査を行う。（内閣府）	・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、日系定住外国人住民が地域社会の一員となるために課題であると思われる事項についての情報収集を実施した。【内閣府】 ・日系定住外国人が地域社会の一員となるための課題と考えられる事項や、今後の居住意向等を確認するため、「日系定住外国人に対する意識調査」を実施し、今後、調査結果の公表・共有を図る予定。【内閣府】
イ　移住者・日系人支援の一環として実施している日系定住外国人を対象とした電話等による生活相談業務を継続する。（外務省）	・平成５年度から平成26年度にかけてJICAにおいて「日系人本邦就労者生活相談業務」を実施した。【外務省】
ウ　日系定住外国人におけるリーダーの育成を支援するため、自治体やＮＰＯ等に対し先進事例の紹介等を、積極的に行う。（内閣府、各省庁）	・定住外国人施策ポータルサイトにおいて、NPO等の活動を紹介した「日系定住外国人支援団体における取組について」を掲載。【内閣府】 ・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、日系定住外国人住民内におけるリーダーの育成を支援するための施策や取組みの状況についての情報収集を実施した。今後、収集した情報を踏まえ、施策や取組み事例をまとめ、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により、自治体等への周知・共有を図る。【内閣府】

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
エ　「定住外国人施策ポータルサイト」の活用等により、集住地域を有する地方自治体のまちづくりの成果やＮＰＯ、企業等の活動実績の紹介等を通じ、地方自治体、ＮＰＯ、企業等による取組を奨励し、日系定住外国人の日本社会への受入れを積極的に行う環境を整備する。（内閣府、各省庁）	・地方自治体やNPOが日系定住外国人施策を行うに当たって参考とできるよう、多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の協力を得て、地方自治体における日本語教育、子どもの教育、就労、情報提供等先進事例をまとめ、定住外国人施策ポータルサイトに掲載した。【内閣府】 ・定住外国人施策ポータルサイトにおいて、NPO等の活動を紹介した「日系定住外国人支援団体における取組について」を掲載した《再掲》。【内閣府】 ・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、日系定住外国人施策に係る事例情報の収集を実施した。今後、収集した情報を踏まえ、施策や取組事例をまとめ、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により、自治体等への周知・共有を図る。【内閣府】
オ　自治会などを活用した、地域の日系定住外国人全体を地域社会の一員とするための取組の周知を、積極的に図る。（内閣府、各省庁）	・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、日系定住外国人住民が地域社会の一員となるための施策や取組みの状況についての情報収集を実施した。今後、収集した情報を踏まえ、施策や取組み事例をまとめ、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により、自治体等への周知・共有を図る。【内閣府】
カ　法務省の「外国人在留総合インフォメーションセンター」及び「外国人総合支援ワンストップセンター」の運営、厚生労働省のハローワークにおける通訳・相談員の配置、市町村とも連携したワンストップサービスコーナーの運営及び日系定住外国人専門の相談・援助センターの運営等により、外国語で相談できる体制を引き続き整備する。（一部再掲） （法務省、厚生労働省、各省庁）	・各地方入国管理局・同支局(空港支局除く。)において、「外国人在留総合インフォメーションセンター」の設置ないしは相談員を配置し、継続して運営している。 ・ワンストップ型相談センターについては、平成21年４月１日、静岡県浜松市に開設、同年８月３日、埼玉県さいたま市に開設、同年11月16日、東京都新宿区に開設し、継続して運営している。 【法務省】
② 情報の多言語化等	
ア　内閣府の「定住外国人施策ポータルサイト」において、実際に相談活動や支援活動を行っているＮＰＯ等のニーズを踏まえ、国の統一的な制度等について、引き続き、多言語での情報提供を行うとともに、日系定住外国人の支援を行うＮＰＯ等の活動に資する情報についても充実を図る。（内閣府）	・定住外国人施策ポータルサイトにおいて、国の統一的な制度等に関する多言語での情報提供を随時実施している。また、日系定住外国人の支援を行うNPO等の活動に資する情報として、ＮＰＯ等支援団体の取組について掲載を行っている。【内閣府】
イ　日本の教育制度や就学の手続き等をまとめた就学ガイドブックのポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、全都道府県・市町村教育委員会、在外公館等に配布しているほか、文部科学省ホームページにも掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。 （文部科学省）	・公立義務教育諸学校への就学機会を逸することのないよう、日本の教育制度や就学の手続き等をまとめた就学ガイドブックをポルトガル語、中国語等７言語で作成（平成26年度改訂）。また、就学ガイドブックの概要版となる就学ガイドも同じく７言語で作成（平成26年度改訂）。いずれも、各教育委員会、在外公館等に配布したほか、文部科学省ホームページにも掲載。なお、平成２３年度より、就学ガイドを法務省地方入国管理局の窓口においても配布。【文部科学省】

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
ウ　国民年金制度の勧奨リーフレットのポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、日本年金機構のホームページに掲載するほか、全国の年金事務所において配布し、加入勧奨を図っているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。（厚生労働省）	・厚生労働省も協力して、（財）自治体国際化協会のホームページに、労働・社会保険制度の概要等の情報を、１２か国語で掲載している。 ・国民健康保険制度のパンフレット、納付相談の呼出文書の翻訳等を行った。（平成19年度） ・国民年金制度の勧奨リーフレット（８カ国語版）を日本年金機構のホームページに掲載している。また、全国の年金事務所においても、加入勧奨を図っているところである。 ・日本で就労を希望する外国人を対象としたパンフレット（５か国語版）を作成し、労働関係法令や労働・社会保険制度の概要等の情報提供に努めた。 ・平成20年秋以降、緊急雇用対策として、各種セーフティーネットや労働法規等の基礎知識について解説したパンフレット（ポルトガル語・スペイン語）を作成し、ホームページでの周知、ハローワーク等における配布のほか、入国管理局、地方自治体に対する周知依頼を実施した。 ・厚生労働省のホームページにおいて、ポルトガル語・スペイン語等による相談が可能なハローワーク窓口の一覧をまとめたページを開設している。 ・集住地域のハローワークを中心として、以下の対策を講じている。 ◇スペイン語・ポルトガル語の通訳を配置したハローワークを１１６か所（平成27年４月現在）設置。 ◇地元市町村と連携した母国語によるワンストップ相談窓口を４か所（平成27年４月現在）設置。 ◇ハローワークにおける定住外国人専門の相談・援助センターを、２か所（浜松、豊橋）（平成27年４月現在）設置。 ・平成21年度より委託実施している日系人就労準備研修について、平成２７年度からは外国人就労者定着支援研修と改め、ポルトガル語・スペイン語等による研修案内のパンフレット・ポスターの作成、ホームページへの掲載を行っている。【厚生労働省】
エ　妊婦健康診査の受診勧奨リーフレットのポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、厚生労働省のホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。（厚生労働省）	・妊婦健康診査の受診勧奨リーフレットについて、平成２０年度から外国語版（１３カ国語）を作成し、厚生労働省のホームページに掲載している。 【厚生労働省】
オ　各都道府県警察において、外国語による運転免許学科試験及び講習予備検査の実施に関する取組を推進する。 （警察庁）	・平成21年から平成22年にかけ、英語・中国語・ポルトガル語による運転免許学科試験の問題例を各都道府県警察に配布した結果、平成27年８月31日現在、全都道府県において英語による学科試験が実施されており、また、29道府県において中国語、18府県においてポルトガル語による学科試験が実施されている。【警察庁】 ・平成26年４月に各都道府県警察に対して英語・中国語・ハングル・ポルトガル語・スペイン語による講習予備検査の実施要領を配布した。【警察庁】
カ　平成２１年度に開催した「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」において、入国前の外国人に対する情報提供のコンテンツ（日本語学習、医療・保険、教育など）について多言語で作成した成果物を外務省及び在外公館のホームページに引き続き掲載するとともに、在外公館の領事窓口に配備しており、今後も引き続き情報提供に努める。（再掲）（外務省）	・日本で生活を開始する上で最低限必要な情報をとりまとめた「日本で生活を始めることを予定している皆様へ」（生活ガイド）及び「日本での生活手引き」（リーフレット）を外務省ホームページに引き続き掲載するとともに、在外公館の領事窓口に配備しており、今後も引き続き情報提供に努める。《再掲》【外務省】

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
キ　日本語学習の必要性、日本語学習や日常生活に関する情報、入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、文化庁ホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。 （再掲）（文部科学省）	・日本語学習の必要性、日本語学習や入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、希望に応じ、配布を行っているほか、文化庁ホームページで公開している。《再掲》【文部科学省】
ク　国税庁において、外国人のための所得税申告の手引き等の英語版を引き続き作成するほか、日系定住外国人からのニーズが多い一部の国税局においては、一部の様式についてポルトガル語版・スペイン語版も引き続き作成し、外国人納税者へ申告書を発送する際に同封又は税務署窓口において交付するほか、当該国税局のホームページにも掲載する。（国税庁）	・外国人のための所得税申告に関する手引き等の英語版（冊子）を作成し、申告等の手続が必要と思われる納税者へ送付するとともに各税務署に配備したほか、国税庁ホームページに掲載し、必要な申告等手続の周知を図った。また、一部の国税局においては、所得税関係様式の一部についてポルトガル語版・スペイン語版を作成し、納税者に提供した。【国税庁】
ケ　中長期的に、あらゆる行政文書を翻訳することができるやさしい日本語の開発の可否について検討を行う。 （内閣府）	・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、「やさしい日本語」を活用した情報提供に関する施策等の取組状況についての情報収集を実施し、実際に自治体において取り組まれている「やさしい日本語」の内容や活用方法の把握を行った。現在、自治体・有識者等の協力を得ながら、「やさしい日本語」のあり方や活用方法等について検討を進めている。【内閣府】
（６）お互いの文化を尊重するために必要な施策	
① 地方自治体における自主的な多文化共生の取組の促進	
ア　地方自治体における多文化共生の取組を促進するため、平成１８年３月に策定した「地域における多文化共生推進プラン」について、各種会議等を通じて周知する等必要な施策の普及を引き続き図る。（総務省）	・地域国際化連絡会議を北海道・東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州の６つに分けて毎年度開催し、施策の普及を図っている。【総務省】
イ　地方自治体における多文化共生の取組を促進するため、地方自治体の先進的な取組事例等参考となる情報を提供する。（総務省）	・平成17年度に、「多文化共生の推進に関する研究会」において国と地方自治体・ＮＰＯ等との連携・協力について検討したところであるが、平成18年度においても引き続き同研究会を開催して、「防災ネットワークのあり方」といった個別の分野における連携・協力について検討し、平成19年３月に報告書を作成、公表した。 ・随時、多文化共生の推進について検討はしているが、最近では、平成24年２月より災害時の多言語情報提供等の対応について検討する研究会を開催、同年１２月に報告書をとりまとめ、地方自治体等へ周知を行った。 ・地域国際化連絡会議を北海道・東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州の６つに分けて毎年度開催し、地方自治体の先進的な取組事例等参考となる情報を提供している。【総務省】

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
② 日系定住外国人の社会への受入れの必要性・意義についての周知等	
ア　「定住外国人施策ポータルサイト」の活用等により、集住地域を有する地方自治体のまちづくりの成果やＮＰＯ、企業等の活動実績の紹介等を通じ、地方自治体、ＮＰＯ、企業等による取組を奨励し、日系定住外国人の日本社会への受入れを積極的に行う環境を整備するとともに、日系定住外国人の日本社会への受入れの必要性・意義について国民一人ひとりがその理解をより一層深めるための取組を進める。（内閣府、各省庁）	・定住外国人施策ポータルサイトにおいて、NPO等の活動を紹介した「日系定住外国人支援団体における取組について」を掲載した≪再掲≫。【内閣府】 ・「日系定住外国人に関する特別世論調査」を実施し（平成25年1月）、その結果、「日系定住外国人を地域社会の一員として受け入れていきたいと考えているか」という質問について、約８０％の方から「受け入れたい」という調査回答を得た。（「受け入れたい」が３０．０％、「どちらかと言えば受け入れたい」が５０．９％）【内閣府】 ・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、日系定住外国人施策に係る事例情報の収集を実施した。今後、収集した情報を踏まえ、施策や取組み事例をまとめ、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により、自治体等への周知・共有を図る。【内閣府】

「定住外国人施策ポータルサイト」について

内閣府定住外国人施策推進室では、日系人をはじめとする定住外国人やその支援者の方々が必要とする各種の情報提供のため、「定住外国人施策ポータルサイト」を開設しています。

この「定住外国人施策ポータルサイト」では、定住外国人の方々を対象にした、日本語学習、教育、雇用、住宅、子育て、医療、年金などに関する「生活者向け情報」や、支援団体の方々等を対象にした「支援者向け情報」について日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語で随時提供しておりますので、ぜひご活用ください。

○　定住外国人施策ポータルサイト
政策案内　　：http://www8.cao.go.jp/teiju-portal/jpn/policy/index.html
生活者向け情報：http://www8.cao.go.jp/teiju-portal/jpn/living/index.html
支援者向け情報：http://www8.cao.go.jp/teiju-portal/jpn/support/index.html

「定住外国人施策ポータルサイト」に掲載されている情報の例

１）国の政策の紹介

○「日系定住外国人施策の推進について」の主な実施状況
○各省庁からのお知らせ関係
・日本の学校への入学（文部科学省）
・外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について（文部科学省）
・在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン（法務省）
・第５次出入国管理基本計画（法務省）
・定住外国人の子供の就学促進事業 (文部科学省)
○各省庁における各種会議・答申等

２）生活者向け情報

・マイナンバー制度について　ー社会保障・税番号制度ー（内閣官房）
・「在留カードへの切替について＜中長期在留者の方へ＞」（法務省）
・地震と津波ー防災と減災のためにー（気象庁）
・就学ガイドブック （文部科学省）
・外国人のための所得申告の手引（国税庁）
・通訳を配置しているハローワーク一覧 （厚生労働省）
・外国人労働者の雇用保険手続きについて（厚生労働省）

３）支援者向け情報

・外国人就労・定着支援研修（厚生労働省・一般財団法人日本国際協力センター/JICE）
・外国人児童生徒受入れの手引き（文部科学省）
・日本語教育のリソース〔日本語教育教材等〕（文部科学省）
・外国人労働者の雇用保険手続きについて（厚生労働省）
・外国人のくらしよくある相談事例集（一般財団法人自治体国際化協会/CLAIR）
・医療通訳に関する資料〔医療通訳育成カリキュラム・テキスト等〕（厚生労働省）

緊急地震速報・津波警報の多言語化について

■気象庁・内閣府（定住外国人施策推進室）・観光庁が連携し、緊急地震速報に関する表現を翻訳した多言語辞書を作成し、平成27年3月に公表

■津波警報に関する表現を多言語辞書に追加し、平成27年10月に公表

■多言語辞書の表現を活用していただくことで、外国人による緊急地震速報・津波警報の理解及び活用を促進

気象庁・内閣府・観光庁

『緊急地震速報・津波警報の多言語辞書』の作成

『緊急地震速報・津波警報の多言語辞書』
◇緊急地震速報・津波警報で用いる表現
◇適切な対応行動
ー辞書に掲載する表現例ー「もうすぐ大きく揺れます！」

英語	中国語	韓国語	ポルトガル語	スペイン語	やさしい日本語
アメリカ、イギリス、オーストラリア、ほか	中国、ほか	韓国、ほか	ブラジル、ポルトガル、ほか	ペルー、メキシコ、アルゼンチン、ほか	国籍を問わず、簡単な日本語であれば理解できる外国人全般
Strong tremors will soon hit.	马上将发生强烈震动。	잠시 후에 강한 흔들림이 발생합니다.	Daqui a pouco ocorrerão fortes tremores.	Pronto van a producirse fuertes temblores.	もうすぐ 大きい 地震が きます

多言語による情報提供

内閣府
定住外国人への情報提供
◇定住外国人施策ポータルサイト

観光庁
訪日外国人の支援
◇外国人旅行者向けプッシュ型情報配信アプリ「Safety tips」

公表

情報配信事業者等

辞書の表現を活用

緊急地震速報・津波警報の多言語化対応

提供

外国人観光客 定住外国人

Strong tremors will soon hit.
马上将发生强烈震动。
잠시 후에 강한 흔들림이 발생합니다.
Daqui a pouco ocorrerão fortes tremores.
Pronto van a producirse fuertes temblores.
もうすぐ 大きい 地震が きます

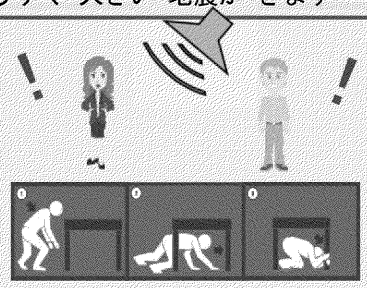

外国人による緊急地震速報・津波警報の活用

「グローバルコミュニケーション計画」の推進

総務省

○世界の「言葉の壁」をなくしグローバルで自由な交流を実現する「グローバルコミュニケーション計画」を推進するため、情報通信研究機構が開発した多言語音声翻訳技術の精度を高めるとともに、民間が提供する様々なアプリケーションに適用する社会実証等を実施する。

これにより、ICTを活用したイノベーションを加速し、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの際には、本技術を活用して「言葉の壁」がない社会をショーケースとして世界に発信する。

・多言語音声翻訳の対応領域、対応言語を拡大するための研究開発

多言語音声翻訳技術の翻訳精度を向上し、対応言語数を拡大する。また、雑音対策や長文翻訳など、翻訳精度の向上に向けた研究開発を実施する。

・病院、商業施設、観光地等における社会実証

産学官の連携により、多様なアプリケーションの社会実証を集中的に実施する。

多言語音声翻訳システムの仕組み

スマートフォンなどに話しかけると即座に他の言語に翻訳して、音声出力する

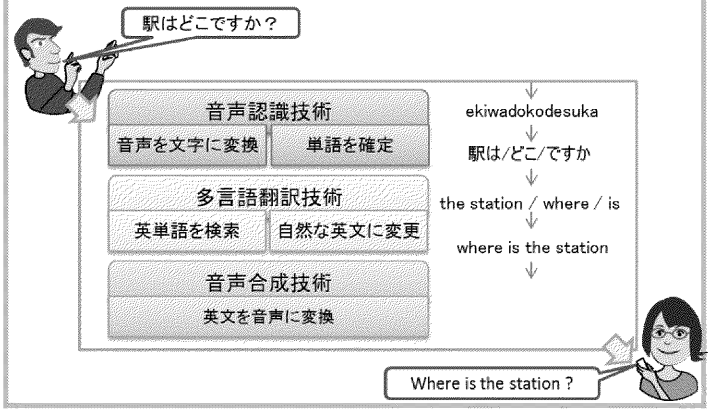

病院

多言語対応ヘッドセット等のウェアラブル機器を用い、症状や病名の翻訳など　医師と患者のコミュニケーションを支援

行政窓口

市役所等の窓口で、手続きや観光スポット等を様々な言語で案内

さらなる多言語化推進の取り組み（「VoiceTra」の概要）

総務省

○ 情報通信研究機構（NICT）では、多言語音声翻訳システムの社会実装を促進させるために、スマートフォンアプリ「VoiceTra」を開発。最新バージョンを2015年10月に公開。

○ 最新バージョンは、タイ、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、スペイン、フランス語の旅行会話の翻訳精度を英・中・韓と同等レベルに向上するとともに、英・中・韓については駅名などの固有名詞を充実するなど、機能を拡張。

機能

・29言語間の翻訳、19言語の音声入力
15言語の音声出力が可能

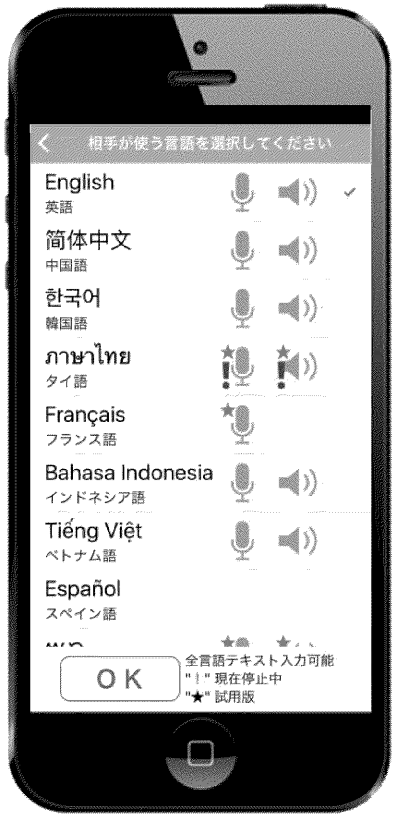

アジア言語

中東言語

欧米露言語

言語	入力		出力	
	音声	テキスト	音声	テキスト
日本語	✔	✔	✔	✔
英語	✔	✔	✔	✔
中国語	✔	✔	✔	✔
韓国語	✔	✔	✔	✔
ウルドゥ語（パキスタン）		✔		✔
シンハラ語（スリランカ）		✔		✔
トルコ語	✔	✔	✔	✔
ネパール語	✔	✔		✔
ヒンディ語	✔	✔	✔	✔
モンゴル語		✔	✔	✔
インドネシア語	✔	✔	✔	✔
タイ語	✔	✔	✔	✔
フィリピン語		✔		✔
ベトナム語	✔	✔	✔	✔
マレー語	✔	✔	✔	✔
クメール語（カンボジア）		✔		✔
ミャンマー語	✔	✔	✔	✔
ラーオ語（ラオス）		✔		✔
アラビア語		✔		✔
英語	✔	✔	✔	✔
イタリア語		✔		✔
オランダ語	✔	✔		✔
スペイン語		✔		✔
デンマーク語		✔		✔
ドイツ語	✔	✔		✔
ハンガリー語	✔	✔	✔	✔
フランス語	✔	✔		✔
ポーランド語	✔	✔	✔	✔
ポルトガル語	✔	✔	✔	✔
ロシア語	✔	✔		✔

総務省

多言語字幕サービス関係

1. 意義等

○ 今後、増加する訪日外国人や在留外国人に対して、安全・安心情報等の提供が必要。

※ 日本再興戦略で、訪日外国人旅行者数は2020年に2,500万人、2030年に3,000万人を目標。2020年に東京五輪の開催も決定。

⇒ スマートテレビと多言語翻訳システムを活用した多言語字幕サービスが有効。子供の外国語学習等への活用も期待。

2. 実現するサービス

○まずは、正確性（翻訳内容・遅延）について「ベストエフォート」を前提に、ユーザニーズに応じた柔軟なサービスとして早期実現。言語は、まずは英語、そして英語以外の言語に拡大。分野は、まずはニュース番組、そしてスポーツ、文化、バラエティ等（具体的なニーズ等を踏まえて検討）。

○ 現在の障害者向け日本語字幕のような高い正確性を確保したサービスの導入は、今後の実証実験の結果、ユーザニーズや翻訳技術の動向等も踏まえ、更に検討。

3. 多言語字幕サービスの実現に向けた提言

（1）NICTの多言語翻訳システムの精度向上

○ 放送事業者の協力も得て、日・英2か国語放送等の対訳文集（対訳コーパス）を充実。

（2）実証実験

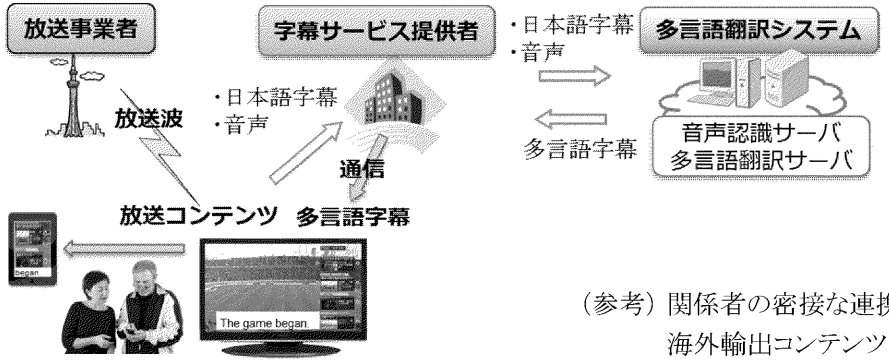

＜主な検証項目＞

- ○多言語翻訳システムの性能(性能評価、課題抽出)
- ○サービスの提供主体や翻訳精度の周知(表示)方法
- ○放送部分と字幕部分(通信)を区別する工夫・形態
- ○人手による補助的な確認・修正プロセス
- ○クラウドソーシングの活用　等

（参考）関係者の密接な連携を通じ、許諾・契約締結の円滑化、デジタルサイネージや教育分野、海外輸出コンテンツへの活用・応用、等を検討

（3）スケジュール等

○「多言語字幕サービスの実現に向けたロードマップ」を策定し、取組を推進。

○「グローバルコミュニケーション計画」（4月11日総務大臣発表）の社会実装の一つとして推進。

市民生活に密接に関わる情報の多言語化について
～マイナンバー制度の周知における総務省の取組～

総務省

マイナンバー制度の現状

○ 税・社会保障・住民サービスに共通の個人識別番号

○ H27.10からスタートし、住民一人一人に対し、マイナンバーの通知が送られてきている

⇒ 外国人住民については、住民票のある在留者が対象

国における多言語対応

外国人住民基本台帳制度における外国人への情報周知の実績

⇒ 25カ国語のチラシ
5カ国語のホームページ
コールセンターの設置
（内閣官房）

マイナンバー制度自体の認識は？
（通知カードを廃棄するおそれも）

地方公共団体へ通知を発出（H27.8.28）

国の関係部局が連携

内閣官房・自治行政局（マイナンバー担当）＋国際室

外国人住民へのマイナンバー制度に関する一次的な周知を依頼
※（簡易な案内例も作成）

各自治体の
マイナンバー担当部局＋国際交流部局へ

市民生活に密接に関わる情報の多言語化について
～マイナンバー制度の周知における総務省の取組～

総務省

外国人住民への案内例 （英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語により作成）

やさしい日本語

① 10月から 「マイナンバー」が 送られてきます！

- ◆ 日本では もうすぐ 「マイナンバー制度」が スタートします。
- ◆ マイナンバーは 一人に 一つだけの 番号で 役所などでの 手続きに 必要となる 大切なものです。
- ◆ 2015年10月から みなさんの 自宅（市町村に登録している 住所）に 市町村から 封筒が 送られてきます。
- ◆ 封筒には マイナンバーが 書かれた 「通知カード」が 入っています。

【封筒】

【通知カード】

（おもて）

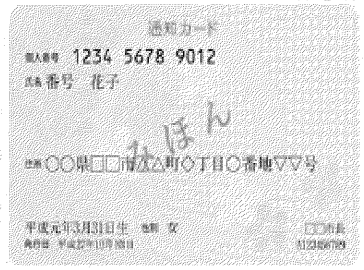

（うら）

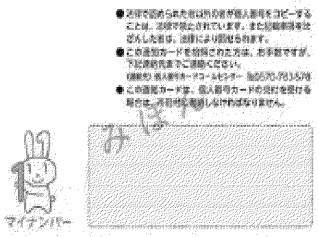

ポルトガル語

(1) A partir de outubro, você receberá um Número Individual (*My Number*)!

- ◆ Em breve, o Japão adotará o Sistema de Número Individual (*My Number Seido*).
- ◆ O Número Individual (denominado em japonês como *Mai Nanbaa*, do inglês *My Number*) é um número individual único, importante e necessário para realizar procedimentos na prefeitura e outros lugares.
- ◆ A partir de outubro de 2015, você receberá um envelope em sua residência (no endereço registrado na prefeitura da cidade, vila ou distrito onde reside).
- ◆ No envelope, você encontrará um Cartão de Notificação (*Tsūchi Card*) com o seu Número Individual (*My Number*).

[Envelope]

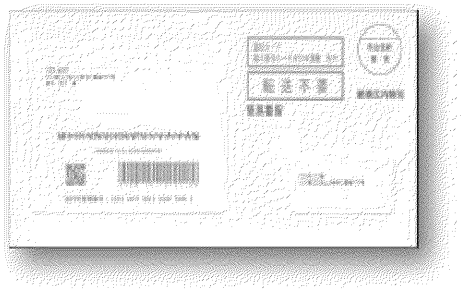

[Cartão de Notificação (*Tsūchi Card*)]

(frente)

(verso)

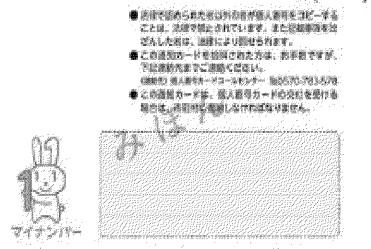

第５次出入国管理基本計画（概要）

法務省 Ministry of Justice

出入国管理基本計画

○ 出入国管理及び難民認定法に基づき，法務大臣が出入国管理行政の施策の基本となる計画について定めるもの。

○ 計画期間に関する法令上の規定はないが，これまで概ね5年程度の期間を想定し策定している。

○ 前回の第4次計画策定から5年を迎え，今回，第5次となる新たな計画を策定するもの。

出入国管理及び難民認定法（抜粋）
第61条の10　法務大臣は，出入国の公正な管理を図るため，外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画（以下「出入国管理基本計画」という。）を定めるものとする。 第61条の11　法務大臣は，出入国管理基本計画に基づいて，外国人の出入国を公正に管理するよう努めなければならない。

これまでの策定履歴
・第1次　出入国管理基本計画（平成4年5月策定）
・第2次　出入国管理基本計画（平成12年3月策定）
・第3次　出入国管理基本計画（平成17年3月策定）
・第4次　出入国管理基本計画（平成22年3月策定）

第５次計画の基本方針

- 我が国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていく
- 少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについて，幅広い観点から政府全体で検討していく
- 開発途上国等への国際貢献の推進を図る観点から，新たな技能実習制度を構築する
- 受け入れた外国人との共生社会の実現に貢献していく
- 観光立国の実現に寄与するため，訪日外国人の出入国手続を迅速かつ円滑に実施する
- 安全・安心な社会の実現のため，厳格かつ適切な入国審査と不法滞在者等への対策を強化していく
- 国際社会の一員として，難民の適正かつ迅速な庇護の推進を図っていく

具体的な施策の方針

法務省 Ministry of Justice

1 我が国経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ

○専門的，技術的分野と評価できるものについて，在留資格や上陸許可基準の見直しを行い，受入れを推進（現行方針どおり）
○高度人材外国人の受入れ促進のための効果的な広報を実施
○建設分野等緊急に対応が必要な分野等における適正な受入れを実施
　業を所管する省庁の関与を前提とした枠組みの運用状況を注視・検証
○留学生の適正・円滑な受入れや就職支援のための取組を継続

2 少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについての国民的議論の活性化

○出生率の向上，生産性の向上，潜在的労働力の活用等の取組が必要
○今後の外国人受入れの在り方を本格的に検討すべき時が到来
○我が国の経済社会の変化等に伴い，新たに人材のニーズが生じる分野が専門的・技術的分野と評価できる場合には受入れを検討
○専門的・技術的分野と評価されない外国人の受入れについては，経済的効果，社会的コスト，産業構造，適切な仕組み，環境整備，治安等幅広い観点から，国民的コンセンサスを踏まえつつ政府全体で検討（結論は予断せず）
　このため，諸外国の制度等について把握し，国民の声を積極的に聴取

3 新たな技能実習制度の構築に向けた取組

（1）適正化のための措置
　○実習修了時等に技能評価試験の受検義務付け等により効果測定を実施
　○外部役員又は外部監査の導入等により監査体制を強化
　○法令上の根拠を有する管理運用機関を創設し，行政機関の役割を補完
　○人権侵害等を行う団体・機関に対する罰則の整備等対応を強化
　○送出し国政府との政府間取決めの作成など，送出し段階から適正化
（2）制度の拡充
　○優良な団体・機関の実習生の実習期間を延長
　○優良な団体・機関の受入れ人数枠を拡大
　○送出し国側のニーズ等に即して対象職種を拡大

4 在留管理制度の的確な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

○地方公共団体との情報連携の適正な運用と更なる連携の強化
○外国人を受け入れる際に共生のための施策を講じておくことが重要であり，共生社会の実現に向けた取組に積極的に参画

5 観光立国実現に向けた取組

○効果的な広報により自動化ゲート利用者の増加を図るとともに円滑に運用
○「信頼できる渡航者」を自動化ゲート対象とする制度の円滑かつ効率的な運用に向けた取組の推進
○顔認証技術を活用した日本人用自動化ゲートの導入を速やかに検討
○クルーズ船乗客に対する円滑な入国審査手続を実施
○航空機の旅客を外国の空港で事前にチェックするプレクリアランスの検討

6 安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進

（1）テロリスト等の入国を確実に阻止するための水際対策
　○個人識別情報を活用した上陸審査を推進するとともに顔写真の水際対策への活用等新たな技術の運用を検討
　○乗客予約記録（PNR）を含む情報を効果的に活用するなど出入国管理に関するインテリジェンス（情報収集・分析）機能を強化
　○海港や沿岸地域における積極的なパトロールの実施など船舶等を使った不法入国者への対策を強化
（2）国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策の推進
　○警察等捜査機関と連携し，不法滞在者等に対する摘発を実施するとともに，情報を活用した事実の調査等により，偽装滞在者対策を強化
　○被収容者の適正な処遇及び迅速な送還の実施

7 難民の適正かつ迅速な庇護の推進

（1）真に庇護すべき者を迅速かつ確実に庇護するための取組
　○「新しい形態の迫害」に係る保護を図るための仕組みを構築
　○国際的動向・国際人権法規範を踏まえた「待避機会」としての在留を許可する対象の明確化を検討
　○認定判断の明確化及び制度の透明性の向上
　○審査体制・基盤の強化及び出身国情報等の収集・分析体制の充実
　○UNHCR等との連携による研修の充実・強化により専門的人材を育成
　○難民条約上の難民に明らかに該当しない内容の申請等については，申請者が十分主張を行う機会を確保しつつ，迅速に処理
　○難民申請中の就労許可について，一定の条件を設ける仕組みを検討
　○濫用的再申請への対応について，法制度・運用両面から検討を継続
（2）第三国定住による難民の円滑な受入れを推進

8 その他

出入国管理体制を整備，国際協力を更に推進，人身取引被害者等への配慮

外務省資料

1 東日本大震災時（H23.3）の在留外国人に関する対応

「情報提供」

1 ウェブサイトによる情報提供（震災関連情報）
- 3月11日～（日本語・英語），15日～（中国語・韓国語）
- ※在外公館HPでは，英語及び39言語でも発信

2 在京外交団向け説明会
（原発事故に係る情報を中心に実施）
3月13日～（以後4月末まで毎日）
- 内閣府，総務省，厚労省等との連携

3 NHKワールドラジオ日本の活用
- ポルトガル語・スペイン語等17言語

4 外資系企業向け説明会
3月31日～（以降計4回）
- 経産省，日本貿易振興機構（JETRO）と連携

「各種支援」

1 安否確認作業の支援（下図参照）
警察庁，地方自治体，在京外交団と連携し，安否確認リストの取りまとめ（3月13日～）

2 外務省員の被災地への派遣
中国語の専門家を含む外務省員6名を岩手県・宮城県へ派遣

3 在京外交団の自国民支援への協力
在京外交団と連絡し，特別機等での当該国民の出国や在京外交団の被災地での活動に関し，国交省や警察庁と調整

4 日本への出入国に係る支援
法務省入国管理局と連携しながら，査証の早期発給等の支援措置を実施

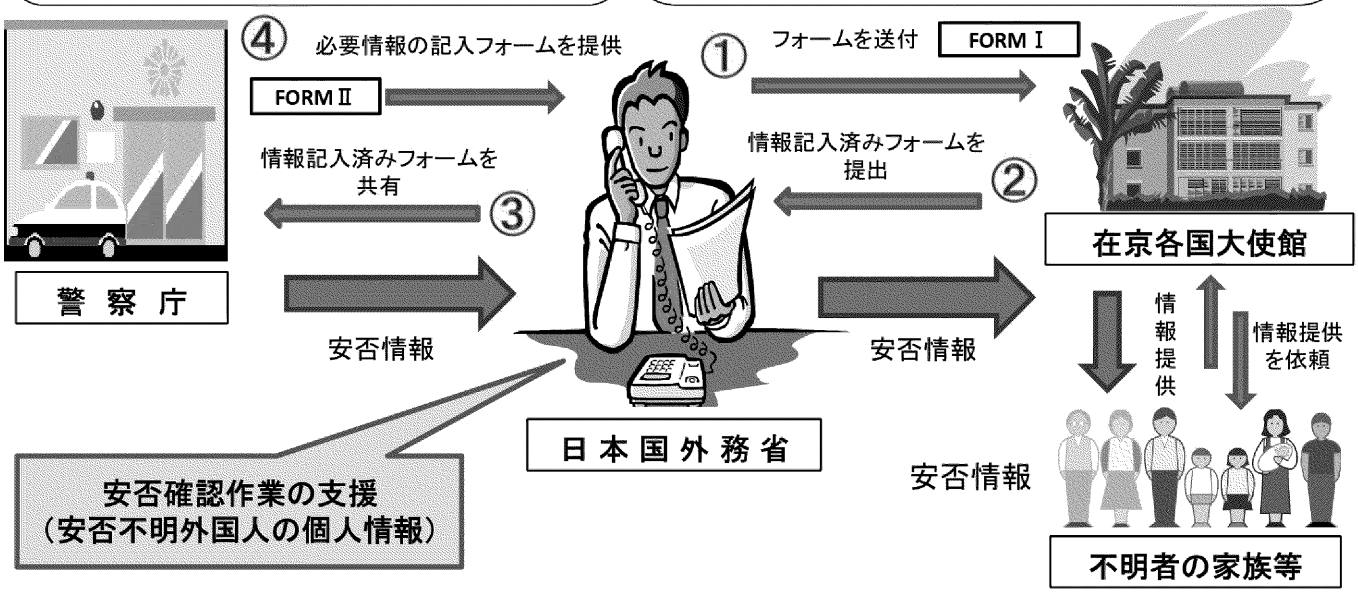

2 大規模災害時における関係機関の協力体制のイメージ図

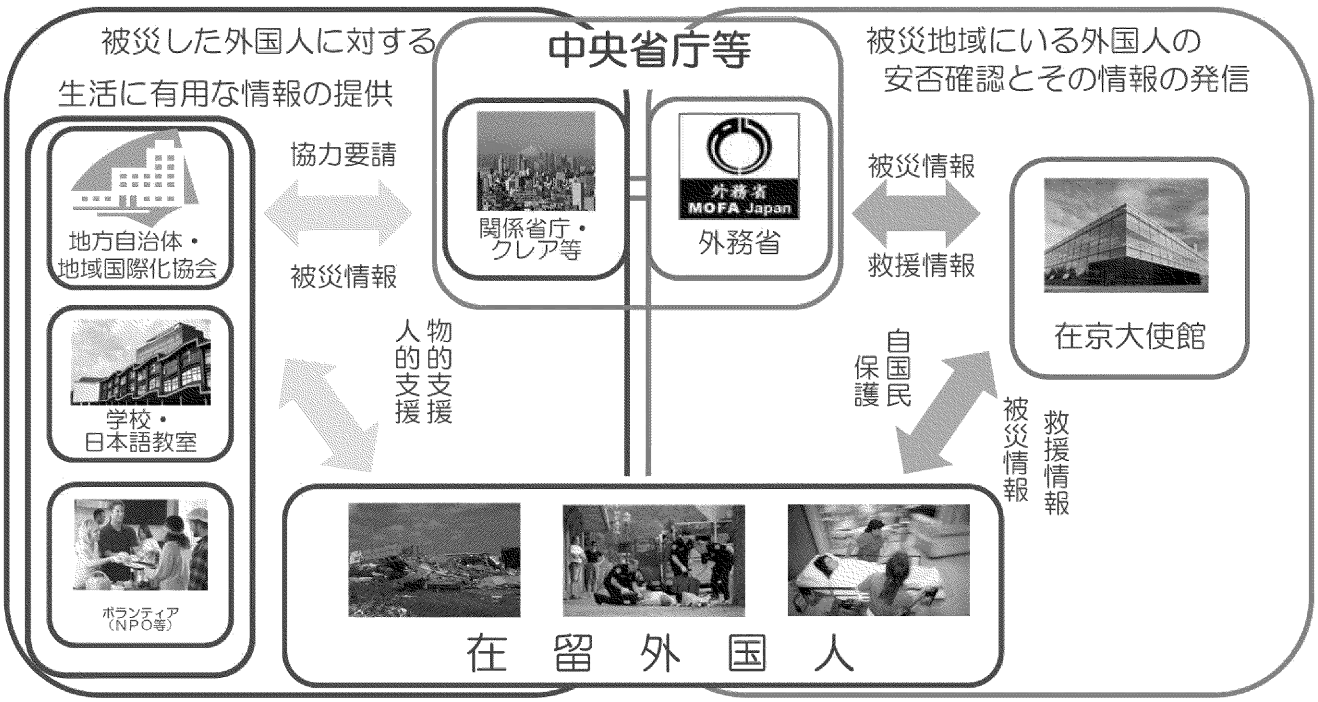

在留外国人の災害時安否に関する在京外交団への説明会
概要と評価

平成２６年９月３日
外務省領事局外国人課

９月２日，外務省は，省内の国際会議室において，防災週間の機会を捉え標記説明会を実施した（在京外交団１７公館及び関係省庁・自治体関係機関等９機関が参加）。本説明会では，冒頭，石原宏高外務大臣政務官が開会のあいさつを行い，出席各機関によるプレゼンテーションを行った後，参加関係者間で名刺交換等を行い，各機関の役割・取組みについての相互理解や連携・ネットワーク作りの促進が図られた。概要と評価は，以下のとおり。

１．実施日
　９月２日（火）午後２時から午後４時まで（於　外務省国際会議室）

２．参加者（順不同）
（１）在京外交団（１７公館３０名）
　駐日中華人民共和国大使館　駐日大韓民国大使館　駐日フィリピン共和国大使館
　駐日ブラジル連邦共和国大使館　駐日ベトナム社会主義共和国大使館
　駐日アメリカ合衆国大使館　駐日ペルー共和国大使館　在名古屋ペルー共和国総領事館
　駐日タイ王国大使館　駐日ネパール連邦民主共和国大使館
　駐日インドネシア共和国大使館　駐日英国大使館　駐日カナダ大使館
　駐日オーストラリア大使館　駐日フランス大使館　駐日バングラデシュ人民共和国大使館
　駐日ミャンマー連邦共和国大使館　駐日イタリア大使館
（２）関係省庁・自治体関係機関等（９機関：３３名及び外務省関係者）
　警察庁，法務省，外務省，（一財）自治体国際化協会，東京都，東京消防庁，警視庁，
　千代田区，港区

３．概要と評価
（１）在留外国人の安否確認に関して，東日本大震災の際，外務省領事局外国人課は，関係省庁等とも連携して，在京大使館等からの在留外国人（自国民）安否の問い合わせ及びその確認等作業に従事して，これを支援した。今回の説明会では，大規模災害時における在留外国人の安否確認に関するプロセスや情報発信に関する説明や，警察庁及び法務省入国管理局などの関係省庁等のほか，災害対応・防災等に関して日頃より取り組んでいる東京都・東京消防庁をはじめとする自治体関係機関の協力を得て，それぞれの取組みを説明した。
（２）平素からの相互理解や連携の重要さを踏まえる上で，関係者間のネットワーク作りも視野に入れて実施した結果，参加した外交団からは，関係各機関の防災への取組みが非常に良く理解でき有意義であったとの評価があったほか，参加できなかった外交団からも，説明会当日に使用した資料の配布の要請が複数寄せられるなど，外交団の防災に関する意識の高さがうかがえた。
（３）多くの情報が錯綜し混乱する局面（典型的に想定されるのは首都直下型大地震等）において，外交団からの災害時自国民安否の問い合わせに関しては，迅速にいわゆるワンストップ・ショッピングが可能な窓口として機能できるよう平時から準備しておくことが必要であり，外交団の自国民保護担当部署，関係各機関の連絡先や情報伝達方法を再確認し共有しておく必要性につき再認識する機会となった（出席者からも，日本では多くの組織が様々な取組みを行っているが，どこに照会するべきか迷うといった指摘があった。）。

（了）

平成27年度 在京外交団向け防災セミナー
「ITを活用した在留外国人の災害時安否確認と情報提供」
概要と評価

平成２７年９月３日
外務省領事局外国人課

９月２日，外務省は，防災週間の機会を捉え，省内の国際会議場において，在留外国人数の多い各国大使館等の実務担当者を招致して，標記防災セミナーを実施した。

冒頭，中山泰秀外務副大臣が開会のあいさつを行い，総務省，大阪大学及び観光庁から，災害時安否確認と情報提供システムの開発・普及を進める取組の説明を行ったほか，当省領事局政策課からは，海外日本人の安全対策として「たびレジ」を紹介した。なお，セミナー終了後には当省駐車場において起震車の体験乗車（自由参加）も実施した。概要と評価は，以下のとおり。

１．実施日等

９月２日（水）午後１時３０分から午後４時まで（於：外務省国際会議場）

２．参加者（順不同）

（１）在京外交団（２２公館３６名）

駐日中華人民共和国大使館　駐日大韓民国大使館，駐日フィリピン共和国大使館
駐日ブラジル連邦共和国大使館　駐日ベトナム社会主義共和国大使館
駐日アメリカ合衆国大使館　駐日ペルー共和国大使館　駐日タイ王国大使館
駐日ネパール連邦民主共和国大使館　駐日インドネシア共和国大使館　駐日インド大使館
駐日英国大使館　駐日スリランカ民主社会主義共和国大使館　駐日カナダ大使館
駐日オーストラリア大使館　駐日フランス大使館　駐日バングラデシュ人民共和国大使館
駐日ミャンマー連邦共和国大使館　駐日マレーシア大使館
駐日ルクセンブルク大公国大使館　駐日欧州連合代表部　駐日スイス大使館

（２）関係機関等（１１機関：２３名及び外務省）

総務省，外務省，観光庁，大阪大学等（民間機関を含む）。オブザーバー参加：内閣府，警察庁，法務省，（一財）自治体国際化協会，東京都，東京消防庁，港区。

３．概要と評価

（１）東日本大震災の際，外務省領事局外国人課は，在京大使館等からの問い合わせに応じ，関係省庁等とも連携して，在留外国人（自国民）の安否確認作業に従事して，これを支援した経緯がある。

昨年の「在留外国人の災害時安否に関する在京外交団への説明会」に続き，本年の防災セミナーでは，観光立国や2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催などを見据えて，スマートフォンアプリなど「ITを活用した在留外国人の災害時安否確認と情報提供」に焦点を当て，日頃から安否確認システムの開発・普及に取り組む，総務省（おもてなしアプリ），大阪大学（多言語対応・広域災害情報予測システム CARED）及び観光庁（プッシュ型情報発信アプリ Safety tips）のほか，領事局政策課（日本人用の海外旅行登録システム「たびレジ」）から，各取組を説明・紹介した。

（２）参加した外交団からは，今後のアプリ開発状況や展開等について積極的に質問が相次ぎ，ＩＴを活用した災害時の多言語情報伝達・安否確認アプリの利用に関する外交団の意識の高さがうかがえた。

（３）外交団にとって，災害時における外国人観光客や在留外国人（自国民）との連絡アクセスは重要であり，特に，一時的に滞在している観光客等の連絡先の把握や情報の孤立化は難しい課題であるが，ＩＴを活用した情報伝達及び安否確認アプリの利用は有効な手段の一つとなるものと思われる。

（了）

2015年9月2日の在京外交団向け防災セミナーで紹介したアプリ

【総務省】
「おもてなしアプリ」

http://www.ga-ja.com/index.html

【観光庁】
プッシュ型情報発信アプリ
「Safety Tips」

http://www.mlit.go.jp/kankocho/news03_000136.html

【大阪大学】
多言語対応・広域災害情報予測システム「CARED」

http://www.respect.osaka-u.ac.jp/satellite-gadjahmada-en/wp-content/uploads/sites/7/2015/07/What-Is-Cared-Japanese-Remarks.pdf

公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数の推移

○（参考）公立学校に在籍する外国人児童生徒数

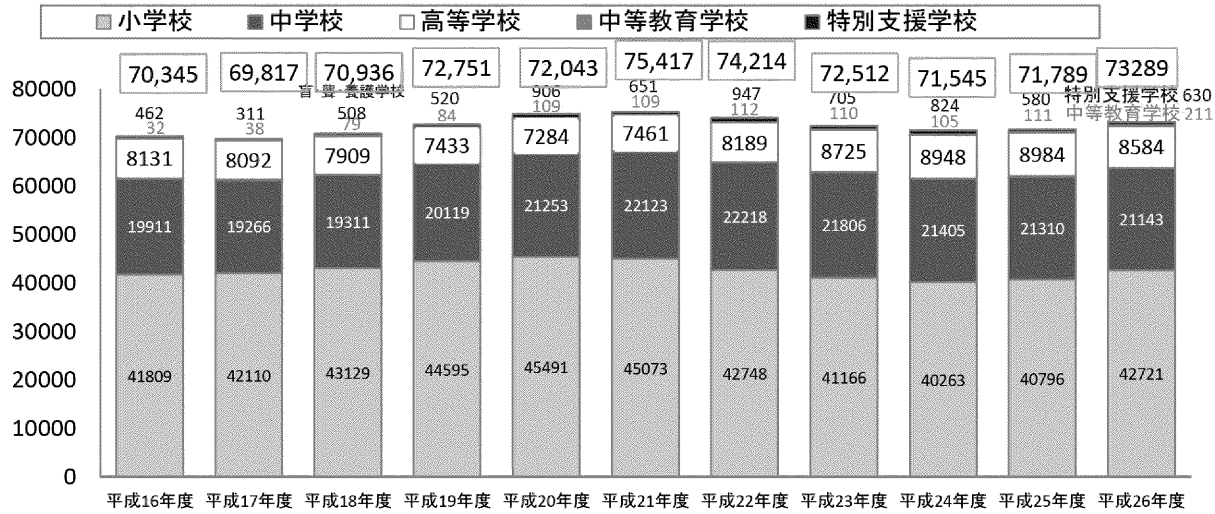

（各年5月１日現在）出典：文部科学「学校基本調査」

○日本語指導が必要な外国人児童生徒数

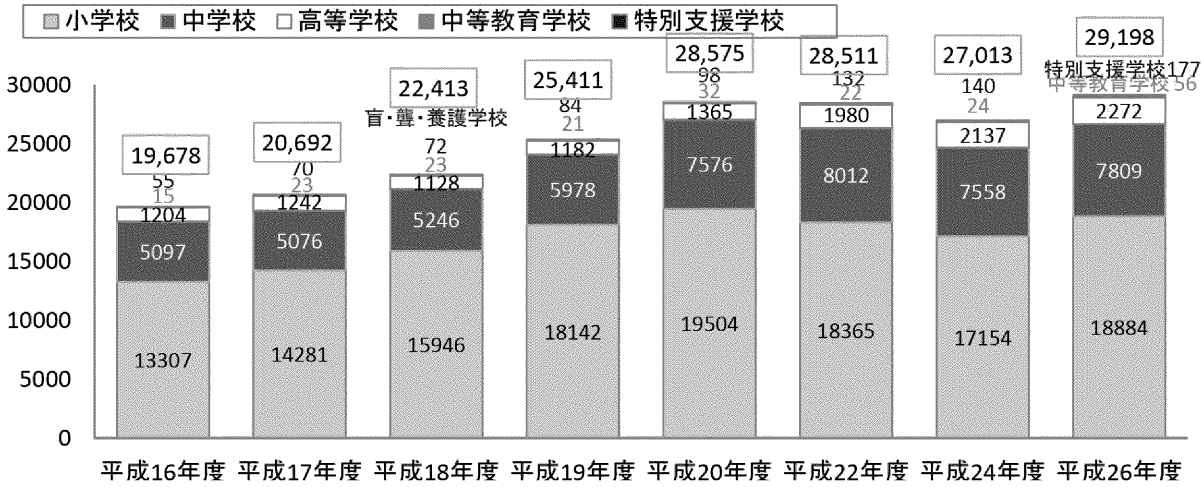

○日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数

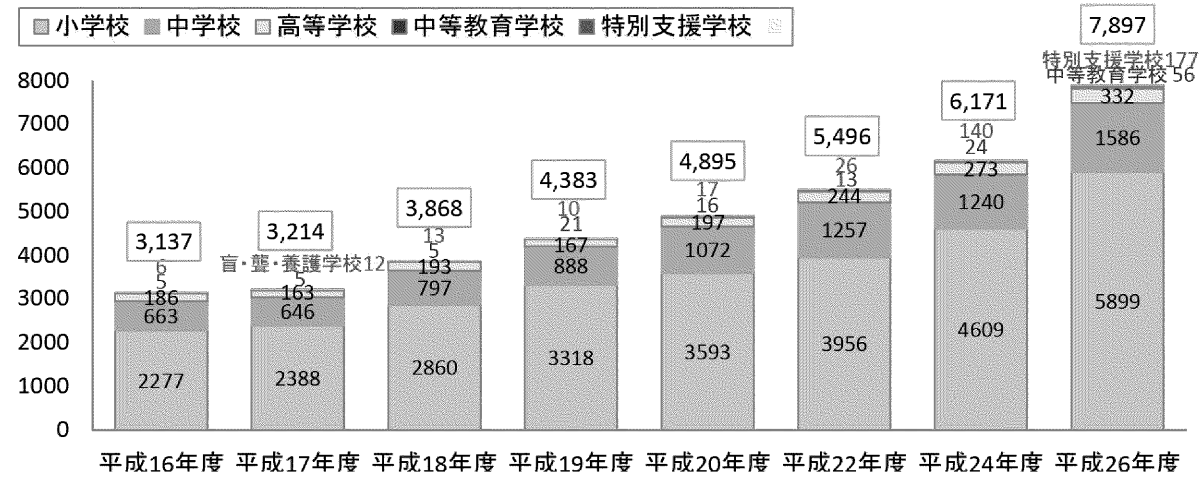

（平成22年度まで各年9月1日現在、平成24年より5月1日現在）

※「日本語指導が必要な児童生徒」とは、「日本語で日常会話が十分できない児童生徒」及び「日常会話ができても、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指す。

※「日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒」とは、帰国児童生徒のほか、本人が重国籍又は保護者の一人が外国籍である等の理由から、日本語以外の言語を家庭内して使用しており、日本語の能力が十分でない児童生徒が含まれる。

≪就学機会を保障し「入りやすい公立学校」を実現するために≫

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

○就学ガイドブックの作成・配布

公立義務教育諸学校への就学の機会を逸することのないよう、日本の教育制度や就学の手続等をまとめた就学ガイドブックを ポルトガル語、中国語等7言語で作成（平成26年度改訂）。教育委員会・在外公館等に配布したほか、不就学となっている 外国人の子どもの就学をより一層促進するため、法務省地方入国管理局において、「就学ガイドブック」概要版を配布。文部科学省ホームページにも掲載している。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm

就学ガイドブック

就学ガイド【概要版】

○外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実のための教員配置

学級数等から算定されるいわゆる基礎定数とは別に、外国人児童生徒の日本語指導を行う教員を配置するための加配定数を措置。

○日本語指導者等に対する研修の実施

独立行政法人教員研修センターにおいて、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長、副校長、教頭等の管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。（年1回、4日間、定員110名）

≪外国人児童生徒教育の総合的な支援のために≫

外国人児童生徒の総合的な学習支援事業（平成22～24年度）

1. 『外国人児童生徒受入れの手引き』 ～体系的・総合的なガイドライン～ H23.3 配付
   文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm
2. 情報検索サイト「かすたねっと」～地域の実践事例の集約と提供～ H23.3 開設
   サイト リンク →www.casta-net.jp/
3. 『外国人児童生徒のためのJSL対話型 アセスメント～DLA～』 H26.3 配付
   ～日本語能力の把握と、その後の指導方針を検討する際の参考～
   文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm
4. 『外国人児童生徒教育研修マニュアル』 H26.3 配付
   文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm
   研修プログラム検索サイト →http://crie.u-gakugei.ac.jp/jsl_search2/

都道府県教育委員会や市町村教育委員会に成果を普及

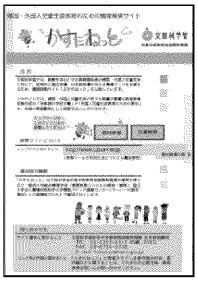

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

平成28年度概算要求額：290百万円（前年度予算額：211百万円）

本事業は、実施主体（都道府県・指定都市・中核市等）の取組に対して、総事業費の1/3を上限として予算の範囲内で交付を行う補助事業である。

Ⅰ　公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業

補助対象　：　都道府県・指定都市・中核市
支援対象　：　公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等

現　状

・日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の多様化
・初等中等段階からのグローバル人材の育成

課　題

・進路を見通した、個の実態に応じた日本語指導等
・少数在籍校や散在地域の受入れ・支援体制整備

事業実施項目（地域の実情に応じて組み合わせる）

日本語指導の充実　※高等学校のみ対象の場合は＊を必須項目としない
○（必須）＊「日本語能力測定方法」の活用による児童生徒の日本語能力の把握
○（必須）＊「特別の教育課程」による日本語指導の実施
○日本語指導担当教員及び指導補助者への研修の実施
○日本語指導のための教材の作成

就学機会の確保
○就学相談窓口の設置　○就学ガイダンスの開催　○就学状況の調査
○関係機関と連携した就学案内（パンフレット等の作成・配付）

公立学校への円滑な受入れ
○初期適応指導教室（プレクラス）の実施　○日本語指導ができる支援員の派遣
○児童生徒の母語が分かる支援員の派遣

指導・支援体制の整備
○センター校の設置、巡回指導の実施
○学校種間連携モデル地域の設置　○地域連携のための協議会の開催
○少数在籍校又は散在地域の指導・支援体制の充実（コーディネーター配置等）

学力保障・進路指導
○高校や大学、ハローワーク、企業等との連携による進路ガイダンスの開催
○進路相談の充実（相談員の派遣等）　○教科補習のための支援員の派遣

＊＊各地域の取組の実践交流＊＊
担当指導主事等連絡協議会の開催、情報検索サイト「かすたねっと」への資料掲載　等

公立学校における帰国・外国人児童生徒等の受入体制・支援体制づくりの推進

Ⅱ　定住外国人の子供の就学促進事業

補助対象　：　都道府県・市区町村（教育委員会・首長部局）
支援対象　：　不就学の外国人の子供

現　状

・外国人集住地域やその他の地域において、不就学の定住外国人の子供が存在
・定住外国人の子供の不就学問題は、地域、生活・家庭環境、国籍・言語など多様な背景を有する

課　題

・学校への受入れに至らない子供に対する、地域の実情に応じた支援体制整備
・子供が適切な就学先を選択するためのコーディネートの実施
等

事業内容

○目的：不就学となっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助

○取組（例）：
・学校とのコーディネートを通じた就学の促進
・就学に必要な日本語指導、教科指導、母語指導等
・日本の生活・文化に適応するための地域社会との交流　等

（事業実施スキーム）

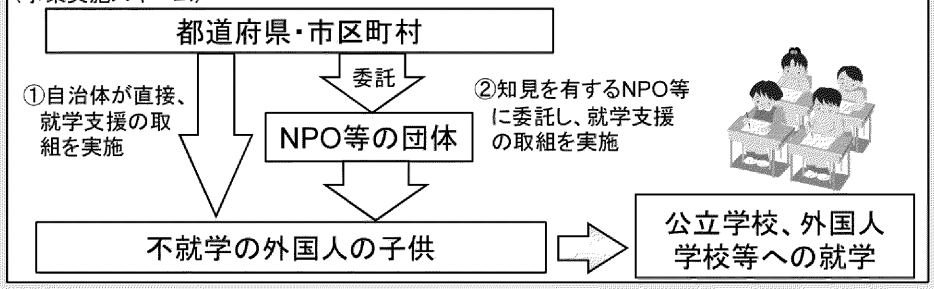

（参考）

○「日系定住外国人施策の推進について」（平成26年3月31日　日系定住外国人施策推進会議）
「日系定住外国人施策の基本的な考え方」において示されている「日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにする」ことを、継続して、日系定住外国人施策の基本的な考え方とする。（中略）このための施策を国の責任として講じていくこととし、地方自治体と連携しながら、これまでの関連施策の成果も活用しつつ、必要な施策を推進することとする。この場合、NPOなどの支援団体とも連携を図ることが重要である。

○「多文化共生社会の推進に関する提言」（平成26年8月　多文化共生推進協議会）
外国人住民の多国籍化や散在化といった地域課題に対応し、自治体やNPOとの連携も視野に入れた、持続可能な新たな仕組みを検討し、円滑な就学への支援事業を実施すること。

学校外における不就学の外国人の子供の就学支援体制の整備

【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

1. 制度の概要

【学校教育法施行規則の一部を改正】 第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

①指導内容：児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
②指導対象：小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
③指 導 者：日本語指導担当教員（教員免許を有する教員）及び指導補助者
④授業時数：年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
⑤指導の形態及び場所：原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
⑥指導計画の作成及び学習評価の実施：計画及びその実績は、学校設置者に提出

2. 制度導入により期待される効果

〇児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における**日本語指導の質の向上**
〇教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の**意識及び指導力の向上**
〇学校教育における「日本語指導」の体制整備 → **組織的・継続的な支援の実現**

3. 支援体制

国の施策 →

【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等
【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援
・課外での指導・支援 等

文部科学省

文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

文化庁資料

外国人に対する日本語教育の推進

（平成２７年度予算額　２０８百万円）
平成２８年度要求額　２１１百万円

審議会における検討

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における検討

「生活者としての外国人」に対する日本語教育について，①「標準的なカリキュラム案」(平成22年5月)，②「活用のためのガイドブック」(平成23年1月)，③「教材例集」，④「日本語能力評価」(平成24年1月)及び⑤「日本語指導力評価」(平成25年2月)を取りまとめ。［平成25年度以降，周知・活用を図る。］

また，日本語教育小委員会の下に設置した課題整理に関するワーキンググループにおいて，⑥「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」(平成25年2月)，日本語教育小委員会において⑦「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告)」(平成26年1月)を取りまとめ。

具体的な事業の実施

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

（27年度予算額 150百万円）
28年度要求額 151百万円

○地域日本語教育実践プログラム

・「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組

「標準的なカリキュラム案」等に準拠し，地域の実情に応じた日本語教育の実施，人材の養成及び教材の作成を支援

・地域資源の活用・連携による総合的取組

地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や，日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を支援

○地域日本語教育スタートアッププログラム　新規

日本語教育のノウハウを有していない自治体に　対し，アドバイザーの派遣や人材育成等の支援を実施

○地域日本語教育コーディネーター研修

一定の経験を有し，日本語教育プログラムの編成やその実施に必要な連携・調整に携わっている者等を対象に研修を実施

条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

（27年度予算額　42百万円）
28年度要求額　43百万円

条約難民及び第三国定住難民に対する定住支援策として日本語教育を外部に委託して実施

平成27年度は，新たに定住後の第三国定住難民にとって課題となっている日本語の読み書き能力の維持・向上のため，通信による学習教材及び支援ツールを開発し，定住先の自治体及び支援団体と連携し，運用体制を構築

日本語教育に関する調査及び調査研究

（27年度予算額　8百万円）
28年度要求額　8百万円

○日本語教育に関する実態調査

日本語教育実施機関・施設等に関する実態を把握するための調査を実施

○日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究

日本語教育小委員会での１１の論点の検討結果を踏まえた日本語教育を推進する調査研究を実施

日本語教育研究協議会等の開催

（27年度予算額　5百万円）
28年度要求額　5百万円

○日本語教育研究協議会

「標準的なカリキュラム案」等を相互に有効に活用する方法を解説したハンドブックを活用し，東京と大阪で協議会を開催

○都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

地域における日本語教育に係る施策等の企画・立案能力の育成・向上を目的とした研修を実施

○都道府県政令指定都市日本語教育推進会議　新規

今後の連携のあり方等について議論するため，都道府県政令指定都市の担当者を構成員とする会議を開催

省庁連携日本語教育基盤整備事業

（27年度予算額　4百万円）
28年度要求額　4百万円

○日本語教育コンテンツ共有化推進事業

日本語教育に関する教材等のコンテンツを共有し，インターネットを通じて横断的に利用できるシステムである「ＮＥＷＳ」を運用するとともにコンテンツの充実を図る

○日本語教育推進会議

関係府省及び関係機関等による会議の開催を通じて，日本語教育に関する情報の共有化等を図る

文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

（27年度予算額　150百万円）
28年度要求額　151百万円

背景・課題

外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするための施策を講じていく必要

地域日本語教育実践プログラム

プログラム（A）

○「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組

「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案等を活用し，地域の実情・外国人の状況に応じた以下の取組を行う。

〈日本語教育の実施〉
〈人材の育成〉
〈教材の作成〉

プログラム（B）

○地域資源の活用・連携による総合的取組

地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や，日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を行う。

（想定される取組例）
・子育てや防災の取組との連携
・自治体の部局，関係機関・団体，企業等からなる協議会の設置　等

新規　地域日本語教育スタートアッププログラム

○日本語教育に初めて取り組む自治体支援

日本語教育に関するノウハウを有していなかったり，指導する人材がいないため教室を開設できなかった自治体に対する支援を行う。

（支援の内容）
○アドバイザー派遣
○日本語教室の立上げ
○日本語指導者の育成

成果の普及

事例の収集，カリキュラム案等の検証・改善

文化庁

審議会報告・成果物の提供

文化審議会国語分科会が取りまとめた報告・成果物の提供を行う。

- 標準的なカリキュラム案
- 教材例集
- 活用のためのガイドブック
- 日本語能力評価について
- 日本語指導力評価について

地域日本語教育コーディネーター研修
（東西2か所）

地域における日本語教育プログラムの編成や実施に必要な地域の関係機関との調整に携わっている者等，地域日本語教育を推進する中核的人材に対する研修を実施。

日本での生活に必要な日本語を習得

外国人の円滑な社会生活の促進

本事業の範囲

文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議について

〇平成24年5月28日に日本語教育小委員会に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置。
（※日本語教育小委員会は文化審議会国語分科会に平成19年7月に設置。）
日本語教育を推進する意義等について再確認するための検討を行い，改めて「基本的な考え方」を整理。
その上で，今後，具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していく際の「検討材料」として「１１の論点」を整理。

報告書の構成

これまでの検討状況

〇日本語教育小委員会において，論点を「検討材料」として調査，ヒアリング等を実施

〇日本語教育小委員会以外にも，様々な機会を生かして，関係機関・団体，都道府県・市区町村等から１１の論点に関してデータ，意見を収集し，整理。

〇平成26年1月31日に「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」を取りまとめ。

現在の検討状況

〇論点７「日本語教育のボランティアについて」，論点８「日本語教育に関する調査研究の実施体制について」検討を行っている。

文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議について

○　平成１９年７月，文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置。日本語教育小委員会では地域における日本語教育の役割分担，体制整備，連携・協力，内容・方法等について検討し，「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案等を取りまとめ。

日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）　［平成25年２月］

○　日本語教育の推進に向けた基本的な考え方及びその論点を１１に整理。

日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）　［平成26年１月］

○　地域における日本語教育についての意見が多く，地域における日本語教育はボランティアが大きな役割を担っており，自治体における日本語教育の体制について検証が重要で，どのような方策が考えられるか検討が必要。
○　外国人の日本語学習ニーズや日本語学習環境などの詳細なデータ収集・整理が必要といった意見があり，調査研究を関係機関等とどのように連携協力しながら進めるか検討した上で実施することが適切。

○　上記を踏まえ，右記の二つの論点について検討し，中間まとめを作成。

地域における日本語教育の実施体制について　中間まとめ　－論点７　日本語教育のボランティアについて－

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会　平成27年8月27日

日本語教育ボランティアを含めた地域の日本語教育の実施体制についての考え方や，日本語教育体制の構築事例及びそのポイントについてまとめたもの。

中間まとめの構成

１．はじめに
２．外国人の受入れ施策等の状況について
３．地域における日本語教育の現状と課題
４．地域における日本語教育の実施体制の考え方について
５．日本語教育の実施体制のポイント
　※　６つのポイントごとに，特徴的な地方公共団体や日本語教育実施機関・団体の取組を紹介。
６．まとめ

日本語教育に関する調査の共通利用項目について　中間まとめ

－論点８　日本語教育に関する調査研究について－

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会　平成27年8月27日

外国人の日本語に対するニーズや日本語学習の実態把握を進めるため，地方公共団体との連携・協力による調査体制の在り方について検討し，調査の共通利用項目やその活用についてまとめたもの。

中間まとめの構成

１．検討の経緯
２．日本語教育に関する調査の共通利用項目の作成の観点，活用方法について
３．日本語教育の調査に関する共通利用項目（案）
　※　外国人の属性等，日本語学習，日本語能力に関する項目について共通利用項目（案）を作成。
４．まとめ

○　いずれも，現在，日本語教育推進会議での報告，都道府県，政令指定都市等への意見照会を行っているところ。
○　今後，意見照会の結果，関係各所からの意見を踏まえ，今期中に年度内に最終報告をまとめる予定。

外国人就労・定着支援研修事業の概要

厚生労働省

事業目的

少子高齢化が進展し労働力人口が減少傾向で推移している中、人手不足産業や成長産業などで人材確保支援に苦慮する状況が生じており、外国人材の活用も含めた支援を行う必要性が高まっている。

このような状況を踏まえ、仕事に就く上での在留資格上に制限のない身分に基づく在留資格で日本に在住する外国人を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令、雇用慣行、労働・社会保険制度等に関する知識の習得に係る講義・実習を内容とした研修を実施することを通じて、円滑な求職活動の促進や安定雇用の促進を図るとともに、人手不足産業や成長産業などでの人材確保を支援する。

研修対象者

定住外国人（離職者に限らず在職者も対象として実施）

研修内容

受講者の既存の日本語能力に合わせ、以下のようなコース等を設定

- 日本語教育も含めた職場でのコミュニケーション能力の強化
- 日本の労働法令、雇用慣行等の基本的知識
- 専門分野（介護現場）において使用する日本語の習得　　等

研修時間等

- コース当たりの総研修時間は120時間で設定
- 地域の実情や受講者ニーズに合わせ、夜間や土日のコースも設置

実施規模

平成27年度においては、以下の規模で実施予定

受講者数　2,800人　→　4,000人

実施地域数　73地域　→　80地域

日本語講義

就労講義

職場見学

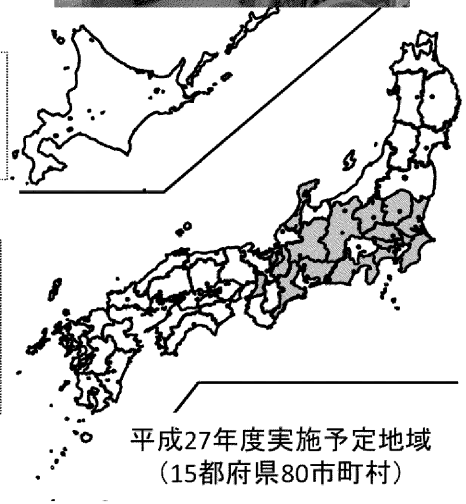

平成27年度実施予定地域
（15都府県80市町村）

平成27年度外国人就労・定着支援研修モデルカリキュラム
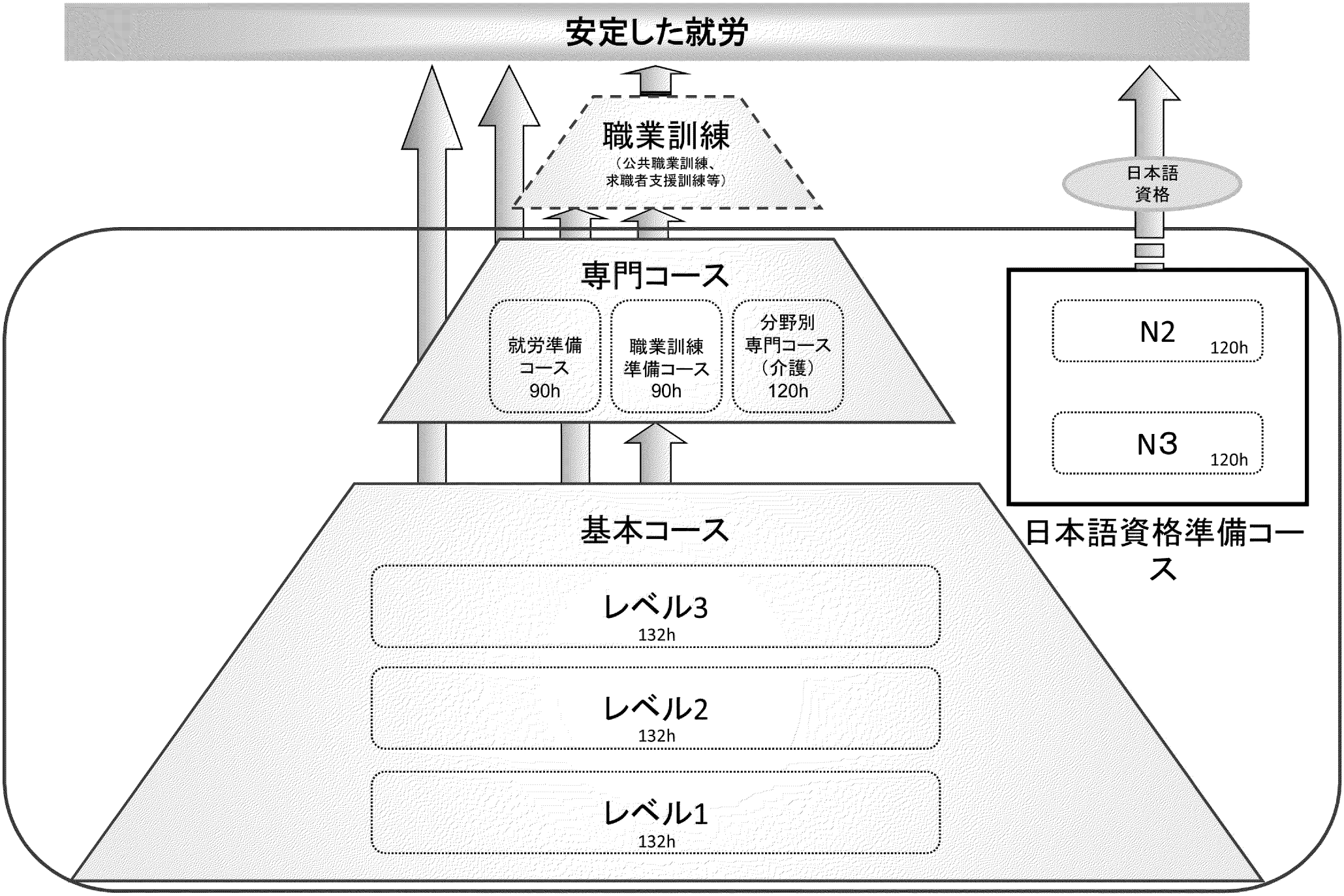
厚生労働省